

第八十回国会 商工委員会 議 録 第 八 号

(二一〇)

昭和五十二年三月二十五日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 松本 忠助君

理事 青木 正久君

理事 鹿野 道彦君

理事 藏内 修治君

理事 島村 宣伸君

理事 橋本 進君

理事 前田治一郎君

理事 渡辺 秀央君

理事 後藤 茂君

理事 中村 重光君

理事 玉城 榮一君

理事 宮田 早苗君

理事 大成 正雄君

出席國務大臣

通商産業大臣 田中 龍夫君

出席政府委員

通商産業政務次官 松永 光君

通商産業大臣官房審議官 栗原 昭平君

通商産業大臣官房審議官 織田 季明君

通商産業省通商政策局長 間淵 直三君

通商産業省貿易局長 森山 信吾君

通商産業省機械情報産業局長 熊谷 善二君

通商産業省生活産業局長 藤原 一郎君

工業技術院長 窪田 雅男君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

庁長官 資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

中小企業庁長官 岸田 文武君

中小企業庁次長 西山 敬次郎君

中小企業庁計画部長 児玉 清隆君

委員外の出席者

議員 板川 正吾君

法務省民事局第四課長 稻葉 威雄君

大蔵省銀行局総務課長 宮本 保孝君

大蔵省銀行局中小金庫課長 吉田 正輝君

農林省畜産局長 饒 滋君

肉鶏卵課長 饒 滋君

通商産業省通商政策局長 杉山 和男君

通商産業省貿易局長 新井 市彦君

通商産業省生活産業局文化用品課長 井上 宣時君

工業技術院総務部長 藤原 美夫君

労働大臣官房国務労働課長 石田 均君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

建設省計画局長 中川 澄人君

萩原 幸雄君 与謝野 馨君

前田治一郎君 稻村佐近四郎君

同日

辞任 稻村佐近四郎君

補欠選任 前田治一郎君

安倍晋太郎君

与謝野 馨君 萩原 幸雄君

三月二十三日

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第九号)

小規模事業者生業安定資金融通特別措置法案(松本忠助君外三名提出、衆法第一〇号)

同月二十四日

中小企業分野の確保に関する法律の制定に關する請願(下平正一君紹介、第一九八三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(板川正吾君外九名提出、衆法第五号)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

通商産業の基本施策に関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

〇野呂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案及び板川正吾君外九名提出、小規模企業共済法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、政府及び提出者より順次提案理由の説明を聴取いたします。田中通商産業大臣。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

〇田中國務大臣 小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づきまして、毎月掛金を積み立て、廃業や死亡といったような有事の事態に備えるという共済制度でございますが、小規模企業者にとりましてはその果たす役割は非常に大きく、昭和四十年十二月の制度発足以来その加入者数は年々累増いたし、今日までに約五十二万件という加入を得ております。

現在、制度発足後十一年余りを経過したところでありますが、本制度は法律上、経済事情の変化に対応すべく、制度の眼目であります掛金、共済金等の額の検討を五年ごとに行うように義務づけられております。

そこで、前回昭和四十七年に改正が行われて以来五年目に当たります本年、改めて制度の見直しを行い、必要な改正を行うべくこの改正法案を提案いたしました次第でございます。

改正の趣旨は、最近におきます所得や物価の推移などの経済事情の変化、小規模企業者から本制度に対しまして常日ごろから寄せられております要望などを勘案いたしまして、本制度の一層の整備を図ろうとするものでございます。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

まず、第一に、掛金月額の上限を現行の一万円から三万円に引き上げ、また、下限についても現

行の五百円から千円に引き上げることをごさいます。これに伴いまして、共済金の最高額も現行の三倍に引き上げられることと相なりまして、税制上の優遇措置とあいまって小規模企業者にとりましては大変魅力のある制度となると考えております。

第二は、現行法におきまして、いわゆる老齢給付といたしまして、六十五歳に達しました共済契約者は加入期間二十年以上になれば共済金の支給を受けることができることとなっておりますが、その要件を緩和いたしまして、加入期間が十五年で共済金の支給が受けられるようにすることとさせていただきます。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきましますようにひとえにお願い申し上げます。

○野呂委員長 次に、板川正吾君。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○板川議員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりました小規模企業共済法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出による共済制度を確立し、もって小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的として昭和四十年に制定されたものであります。

対象は、常時使用する従業員が商業、サービス業では五人以下、その他は二十人以下の個人事業主及び会社企業組合、協業組合の役員となっており、また、一人あるいは家族だけで事業を営んでいる、いわゆる一人親方及び自由業者も対象となっております。労働者には退職時に退職手当が支給されるのに対し、これら対象者が事業をやめる

ときや退職するときには十分な給付がなされない実情にかんがみてこの共済制度が創設された経過であります。

この制度は、昭和五十一年十二月末現在で五十二万人の加入を見ておりますが、加入割合は全国の小規模企業者の一割強にすぎません。しかし、わが国経済が安定成長へと移行する中で、小規模企業を取り巻く経済環境は一段と厳しさを増してきており、経営や生活の不安に悩まされがちな小規模企業者にとって本制度の果たす役割、重要性は今後ますます高まってくると思われ、重要ところは、法制定後十年を経て、この企業共済は幾つかの点で実情に合わなくなってきたと見えます。

一つには、共済契約の掛金月額額は現行一口五百円を二十口までですが、これではいざというときの生活保障にはほど遠いものになっております。

二つには、企業共済の積立金運用の問題であります。現行は掛金納付済みの額の九割を限度として貸し付けられることになっておりますが、事業団資金を加入者のためにさらに活用するため、融資業務を拡充し、事業転換資金貸し付けと住宅建設資金貸し付けを追加し、貸付額も増加するに迫られております。

三つには、右に述べた事業団融資業務拡充のために政府資金の導入が求められております。

わが党は、以上の諸点につき本法を早急に改正し、小規模企業者の生活保障を図ることが必要であると考える次第であります。

これが本法律案を提出する理由であります。

次に、その内容の概要を御説明いたします。まず、第一は、掛金月額額の口数の最高限額の引き上げであります。すなわち、法第四条を改正して、小規模企業共済契約の掛金月額額の口数の限度を現行の二十口から六十口に引き上げることとしております。これに伴い、掛金の最高月額額は現行の一万円から三万円となり、また、共済金の最高額も現行の三倍に引き上げられることとなります。

なお、第一種共済契約については税法上全額所得控除が認められておりますので、本改正により年額三十六万円まで控除されることとなります。

第二は、小規模企業共済事業に要する費用の補助の規定の新設であります。すなわち、法第五十八条の二を新設して、政府は、小規模企業共済事業に対し、政令で定めるところにより、小規模企業共済事業に要する費用の一部を補助することができるとしております。

第三は、小規模企業共済事業団の行う融資業務の拡充であります。すなわち、法第四十二条を改正し、事業団は、共済契約者に対して、一つには、事業の転換に必要な資金の貸し付けを行うことができるとして、二つには、みずから居住するための住宅の建設、改良または購入に必要な資金の貸し付けを行うことができるものとしております。

なお、右のうち、事業転換資金の融資条件は、事業団の業務方法書により、(イ)融資対象は掛金納付月数が百二十月以上のものまたはその会社、(ロ)融資限度は三千万円、(ハ)償還期間は据え置き期間三年以内を含めて十二年以内で、特別の事情がある場合は償還期間及び据え置き期間をそれぞれ二年以内延長できるものとする、(ニ)利率は年八%以内で、特別の事情がある場合は年三%まで軽減できるものとすること。以上のように定めるべきものと考えております。

また、住宅建設資金の融資条件は、事業団の業務方法書により、(イ)融資対象は掛金月額が八十四月以上のもの、(ロ)融資限度は納付に係る掛金の合計額の二倍に相当する額で、一千万円を限度とする、(ハ)償還期間は七年以内、(ニ)利率は年八%以内、以上のように定めるべきものと考えております。

以上が本法律案提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。以上で、本案についての提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○野呂委員長 内閣提出、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮田早苗君。

○宮田委員 貿易によってしか生きる道のないわが国にとりましては、プラント輸出が二十一世紀に向かっています。重要な分野になりつつあることは改めて申すまでもございせんが、プラント輸出の契約承認ベースで見ましても、プラント輸出の座は鉄鋼、自動車、船舶に次いで第四位でありまして、最近国際問題化してまいりました素材や大衆消費財に対するEC諸国やアメリカの輸入規制の動き、いわゆる貿易の摩擦現象を見るにつけ、国を挙げて取り組まなければならない重要な問題であると思っております。

産業界では、プラント輸出の将来性について、鉄鋼、自動車、船舶を抜く新しい主役としての期待感を持っております。プラント輸出市場の国際競争はますます激化しております。何よりも国の外交、通商政策がその基本になるのであります。国内の産業構造あるいは産業界の貿易構造変化の中でプラント輸出産業をどのように位置づけをしていくのか、大局的な点をまず大臣にお伺いいたします。

○田中大臣 宮田委員にお答えいたします。

このプラント輸出のわが国貿易構造の中におきます重要性、またそのウェイトが非常に高くなっております。この点は御指摘のとおりでございます。元来わが国自体の構造というものが御案内のとおり無資源工業大国でありまして、自給できずのは米以外にない。あるいは食糧におきましても、その他原材料におきましても、ほとんどすべてを依存いたしております。燃料、燃料、われわれが一番問題といたしますのは、燃料

あるいは原料を購入いたしますための外貨の獲得ということが非常に重要性を持つておるわけであります。同時に、それは、貿易立国と申しますか、そのためにこそあくまでも自由経済、平和外交という二本立てで進んでまいらなくては相なりません。

しかしながら、貿易の面におきましては、集中豪雨と言われるような問題も、あるいはECに對し、あるいはアメリカ等々の国に對していろいろと惹起いたしております。しかしながら、こういう単体の輸出ではなく、向こうの方のニードにこたえましてその国の産業をレベルアップし、あるいはまた開發途上國に對します民生の安定、さらにまた需要の喚起というような市場の拡大にも貢獻いたします。プラント輸出に對しましては、國といまして摩擦のない輸出、摩擦のない外貨の獲得、ことにまた偏在いたしますオイルマネーというものを國際的にリサイクルするということは國際經濟の上から申しましても非常に重要な問題でございます。

しかるに、こういうふうな産油國等になりますと、プラント輸出なりあるいは大型プロジェクトの要請というものがだんだんと規模が大きくなってまいりまして、同時にそのことは兩國に對しましての友好を深めることに最も効果があり、同時にまた大量の外貨の獲得となり、同時に産業に對しまして景氣回復のための波及効果の非常に多いものといまして、改めてプラント輸出を再評価いたしたい、かように存する次第でございます。

○宮田委員 プラント輸出の実績を見ますと、確かに伸び率は高いのですが、アメリカ、西ドイツ、イギリス等と比較すると日本のシェアはまだ低いわけですね。さらに、イギリス、フランス、イタリア等の國を挙げての政治攻勢が非常に強いわけでございますが、これに對してわが國はどういたしていいの、その点についてもお聞きをいたします。

○田中國務大臣 お答えいたします。

今日までの日本のプラント輸出なりあるいは大型プロジェクトに對します取り組みは、これらの御指摘の各國に對していささか劣つておる。その劣つた原因はいろいろございするが、その重要な一環といまして、いろいろな保險制度、國がギャランティーする、そのメカニズムが整備されておらないというふうな点がございする。後ほどまた政府委員からも詳細に申し上げますけれども、これらの各國は先方國の發注に對しまして相當程度ギャランティーいたします輸出保險の制度が整備されておるにもかかわらず、今日までわが國はそれを持たないということで、この新しい制度の創設、輸出保証に對します保險制度を創設いたすわけでございする。

○森山(信)政府委員 宮田先生から御指摘がございましたように、わが國のプラント輸出は逐年上昇を続けておるわけでございますが、アメリカ、西独等に比べますと、そのシェアはまだ依然として低いというところでございする。

私も、先ほど大臣から答弁を申し上げましたように、日本の産業構造あるいは日本の貿易構造上に占めるプラント輸出の重要性ということにかんがみましてできるだけの努力をしてみたいと存じておるわけでございますが、輸出金融上の問題あるいは輸出保險上の問題は各國それぞれ共通の問題がございするが、その中におきまして、今回御審議をいただいております輸出保証保險につきましては、他の先進諸國がすでに制度を完備しておるわけでございますけれども、残念なこと日本におきましてはまだその制度が確立されておらないということがございまして、今回政府提案をさせていただいた次第でございます。

なお、このほかにもいろいろ具体的なプラント輸出につきましても振興策を講じておるかということをお答え申し上げますと、先生御承知のとおり、最近海外でのプラントの規模が比較的大きくなつておりまして、これに對応いたしたいわけが大規模開發プロジェクトの対応策というものがなければならぬという観点から、大規模經濟協

カプロジェクト準備調査委託制度というものを創設いたしました。さらに大規模プロジェクト事前調査補助制度といったものを創設したいというふうな考えでおるわけでございする。

次に、ファイナンスの問題でございますが、日本輸出銀行の行いますプラント輸出関係融資の規模を、五十二年度におきましては、対前年度比三〇・二%増の七千三百億円で拡大したいというふうな考えでおるわけでございする。

また、プラント輸出に關連いたします輸出代金保險につきましては、その契約限度額を対前年度比三七・八%アップの六兆二千億円で五十二年度は引き上げたいというふうな考えでおるわけでございする。

さらに、プラント輸出に關連いたします海外市場調査機能を拡充するために日本貿易振興会、つまりジェトロでございますが、ジェトロの事業を拡充したいというふうな考えでおるわけでございする。

さらに、經濟外交の強化という問題を今後は特に重視して行つてまいりたいと思ひます。従来にも經濟外交の強化には努めておつたわけでございすけれども、先ほどの先生の御指摘のとおり、歐米諸國におきましては國を挙げてプラント輸出に取り組んでおるといふこともございするわけで、わが國におきましては十分対応をさせていたきたい、かように考えておる次第でございます。

○宮田委員 いわゆる經濟外交は一省庁だけで取り組むようなものではないわけでございまして、内政問題についても縦割り行政の弊害というものがよく指摘されるところでございする。發展途上國に對する開發援助にいたしましては、民間の進出にいたしましては、日本の場合は交渉段階を見ますと外務省主導型というふうに見えるわけでございする。

肝心の通産省あたりが、最も責任のある立場の高官の派遣や、それによる交渉、現地視察ということを活発にしなければならぬと思つておりますが、その点についての見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田中國務大臣 お答えいたします。

經濟外交という言葉が示すように、經濟の交渉をいたします外交、これは外交であります以上外務省というふうにならなかつて、外からはそのようにごらんになるかも知れませんが、現実の問題にいたしましては、まず二國間の條約協定に基づきます對外援助、政府援助というものの、専門語で申しますとODAと言われまします部分、それとはまた別に、後發途上國に對し、あるいは産油國に對し、その他日本經濟の上から申しまして、原料、材料、食糧を確保するための努力、それは場合によりましては政府の機關を通ずるもの、すなわち外交を通ずるものもありまします。また、大部分が各經濟人が企業努力として積極的に交渉をいたしたところの分野がございする。そういうふうなもの、パーセンテージから言いますと、全体の經濟協力の中のごく一部がODAでありまして、大部分は一般の經濟活動にゆだねられておる。

そういう面におきましては、これは御案内のとおり、企業を管掌いたしております通産省が多少かれ少なかれほとんど連絡をいたしたに進めておる次第でございます。對外經濟協力に關する基本的な文獻と申しますか、經濟協力の現状と問題点」という政府刊行物がございするが、この對外經濟協力に對する基本的な最も信頼をされております文獻は通産省が出版をいたしてございまして、先般皆様方の方にもお配りいたしたようなあれが經濟協力におきまして最高の權威ある文獻であらう、かように存する次第でございます。

御指摘のように、對外的な面では、外交交渉のときにはあくまでも在外公館あるいは外務省がいたしますが、その他の面におきましては通産省が大部分いたし、あるいはまた農林省、關係各省庁もその所管に應じていたしておるような次第でございます。

○宮田委員 ところが、海外でのプラント建設工事等に關する經濟雜誌や新聞のルポを見ますと、現地でのトラブルや問題点がよく指摘されておる

わけです。その大部分が現地大使館員や駐在商社員の話として報道されておるケースが非常に多いと思ひますが、このような場合にも専門の分野から人を出しまして相手国に協力すべきじゃないかと思つておられます。

そこで、労働省の方が見えになっておると思ひますが、プラント類の輸出や海外建設工事等に直接関係のございまして、技術者は当然のことですけれども、労働者につきましては——もちろん工事の基幹要員はわが国から一緒に連れていくわけのございまして、労働の面につきましては、わが国だけでなしに第三国から募集して連れていくというケースも案外に多いと聞かれています。が、その場合に、工事をしておられますその国の慣習の違いとかいろいろ政治の違いとかいろいろあるわけのございまして、その点は後からまた小まめにお聞きいたしますけれども、いま申し上げましたような例は一体どのくらいあるものか。もしあれば一、二それを示していただければ結構だと思つておられます。

たとえばわが国の建設業者が他の国に行つて工事をいたします場合に、基幹要員は連れていきまされども、なかなかわが国の人が行つてくれない、行きたがらないというケースがあるように聞いておるわけですが、例を挙げて大変失礼でございますけれども、韓国の方を募集をして連れていくとか、そういう面もあるやに聞いておりますが、もし掌握されておりますならば、ひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○石田説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘のような点につきましては、ただ去年でございまして、プラント輸出に伴ひまして韓国の労働者を連れていったというふうな事例を耳にいたしておりますが、その件につきましては、韓国におきましては、先生御案内のとおり、労働者、労働力を海外に進出させたいという欲求が非常にございまして、一方、現地では、そういう仕事に適した労働者が得られないというふうな問題があつてそういうふうになったのだという

ふうに承知をいたしております。

ただ、私も労働省といたしましては、新聞に報道されたこともございまして、関係者に労働省に来ていただきまして、現地なり、労働者を集める地域なり、持ち込む地域なりにつきまして、現地の大使館なり何なりとよく連絡をとり、現地の政府ともよく連絡をとつてトラブルを起こさないように対処してもらいたいという要望をいたしたような経過はございまして。

それから、現地的なトラブルというお話でございまして東南アジア諸国で一、二見受けられるわけのございましてけれども、雇用についての慣習がいろいろ違ふというためにトラブルが起きたとか起きかかったとかという例はございまして。それにつきましてもいろいろと外交ルートを通じて対処をいたしておる、こういうような状況でございまして。

○宮田委員 外交ルートなり、現地の大使館を通じてなり、その点の対策を立てて対処されておるという点とございまして、さらに、この種の関係になりますと、現地での工事でございますから、その国の労働者を雇わなければならぬというところになるわけでありまして。ところが、その国のあらゆる面の違いによつて、雇用の方法とか、あるいはまた労働の条件とか、さらに言いますならばその国に労働組合というものも存在するわけのございまして、そういう面についての掌握というものが外交ルートだけではなかなかし切れないうのじゃないかと私は思ふのです。

そこで、お聞きしたいのですが、その国の大使館なり領事館なりにこの種の専門家を一体配置しておられるかどうか。もちろん何カ国かは配置されておると思ひますが、そういう面についてお聞きをしたいと思ひます。まず、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○石田説明員 お答え申し上げます。

先生の御指摘のような点を含めまして、現地の労働事情そのほかにつきましても的確な情報をとるということは、私どもとしてもやはり大変必要な

こととございまして、実は、レーパーアタッシェという形で労働の専門家を配置してございまして、東南アジア諸国につきましては、昭和四十六年だったと記憶いたしておりますけれども、東南アジアの一番重要な地域でございましてタイのバンコクにレーパーアタッシェをまず配置をいたしまして、その後インドネシア、韓国に配置をいたしまして、それから五十一年度はブラジルに配置をいたすことになりまして、ごく最近でございまして、労働省からエキスパートが一人参りまして赴任をいたしております。それから五十二年度につきましては、シンガポールにアタッシェを配置することを予算上認めていただきまして、これも人選を進めて五十二年度中には派遣をいたしたい、かようなことを考えております。

ただ、先生御案内のとおり、レーパーアタッシェの問題と申しますのは、外務省の管轄下にございまして在外公館の人員配置の問題になるわけのございまして。したがって、労働省独自でございまして、たいあしたいというところが決められる性質のものでございまして、今後とも外務省を初めといたしまして関係各省とよく相談をする必要がございまして、先生の御指摘の点を頭に置きまして慎重に対処したい、このように考えております。

○宮田委員 この種の関係が活発になり、さらに大きくなると、現地での労使関係というものが非常に大きく出てくるのじゃないかと思ひます。たとえば工事に参加された方々の御意見を聞いてまいりますと、慣習の違いによつてわが国で考えておるような労働の態度とは非常に大きく異なるという。これは皆さん方は十分御存じと思ひますが、それはともかくとして、やはり争議という問題も考えておかなければならぬわけでありまして。この点によつて工事が相当におくれるわけのございまして、せつかくの工事が予定どおりになかなか完了しにくいという問題もあるわけのございまして、こういう点については特に考えておかなければならぬと思ひます。

私もが考えますのは、そういう問題を事前にキヤッチして、また、輸出をする場合にはその点を十分加味させるようにして、万全の対策を立ててそれに携わさせるといふ配慮を特に必要とするわけのございまして、いま労働省の方がおつしやいましたように、レーパーアタッシェですが、それを何カ国かに配置をされ、またこれからもあるというのを聞いておりますけれども、その点についてのことが先進諸国のおくれといふ一つの原因にもなつておるのじゃないかと思ひますので、そういう点については特に要望をしておきます。

何しろ、労働組合もこの点については非常に關心を持っておるわけでありまして、御存じのように、わが国の組合も国内だけの運動をやつておるわけのやありませんから、合化でも、あるいはまた化学でも、鉄鋼でも、自動車でも、すべてが国際的な連携をとりながら労働運動を指向しておるというのが今日の事態でございまして、そういう点については特に小まめに配慮していただくようにお願ひをしておく次第であります。

そこで、もう一つは、中東諸国での工業開発に当たりまして国際入札をいたしまして、日本企業の入札価格が他国に比べてはたは高い例が新聞等で報道されておるわけのございまして、具体的なケースは省略いたしますが、特にサウジアラビアでのプロジェクトについて調査をしておいでになると思ひますが、この点についてまずお聞かせを願ひたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 ただいま宮田先生御指摘の、わが国のプラント入札価格がきわめて高いといふのは、確かに一部において現実の問題として私どもはとらえております。

その理由といたしましては、御承知のとおり、プラントの入札をします場合はコンサルタントがつくりました設計書その他に基づきまして入札をするわけのございまして、わが国の企業はこの設計にきわめて忠実に入札をするわけのございまして、言つてみますと厳格にその入札条件を守

るという定評がございまして、そのために入札価格は当然高くなる。この辺の事情が必ずしも相手国側によく理解をされていなかったという点もございまして、一部の国におきまして、日本が不当に高い入札価格をもつて出してきたのじゃないかという非難を受けた例がございました。

サウジアラビアというのはまさにそういう例に該当するかと思いますが、その点につきましては十分コミュニケーションを密にいたしまして、わが国の入札の条件等がこういう条件になっているというところを理解してもらいように相手国に対して努力をしておるところでございます。

○宮田委員 ただいま上程されております輸出保険法の一部改正案もプラント輸出振興にかける政府の積極的な姿勢の一つだと理解をしておりますが、政策の欠如の一つに、発展途上国に対する政府開発援助の伸び悩みというところがあるわけでありまして。

特に、石油ショック後の不況、財政難という国内事情もあるわけですが、国際収支黒字国としての責任論もまた別にございまして、政府援助の対GNP比を国際目標の〇・七％に近づけるためにはどのような対策が必要か、お考えがあらましたら示していただきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 お答えいたします。ただいまの先生の御指摘のODAと言われます、いわゆる政府援助の中の賠償とか無償協力、技術援助というふうな問題が、御承知のピアソン報告以来、GNPの〇・七％の中の少なくとも〇・七を必要とするにもかかわらず、現実には十六カ国かの援助国の中で平均が今日〇・三六程度だと心得ておりますが、計数は後ほどはつきりと申し上げます。

ところが、日本の援助は依然として〇・二で、先般新聞等をあらんになりまして〇・二から〇・二を割るような低い状態で、いわゆる全世界の三大経済国と言われます日本が、しかもこれだけ蓄積されました外貨に對しても国際的に非常に非難をこうむっておることは御承知のとおり

でございます。ところが、そうなります原因は那辺にあるかと申しますと、今日の予算の編成作業におきまして、各省に分類いたしておりますものが依然としてその省内の一般の査定、一般の配分を受けます関係から、限界効用の上から言ってどうしても小さくならざるを得ない。ところが、そういう点では、この五十二年度の予算におきましては、従来のようなあり方を抜本的に変えまして、まずGNPの計算、さらに予算概算の要求の根本の編成方針をつくります際に、最初に〇・二八という線を既定いたしましたことはまさに画期的な問題でございまして、今日までどうしても実現できなかったその壁を破って、ただいまは〇・二八でありまして、漸増という点から考えましても〇・二八という線は相当大幅な努力でございまして、これを既定いたしましたことはいままでの宿弊を本年から改めたというふうにおとりになっていただいております。

なお、そういうふうな分属いたしますものは、かつての離島振興の予算が各省にばらばらでありましたものをまとめたこともございまして。それから、同和対策の場合もばらばらの各省のものをまとめて一本に計上したこともございまして、對外経済協力の政府援助の分の〇・二八というのはそれと同様に今後非常に大きな成果を発揮し、国際市場におきましても顔のよい外交ができるというふうにも存じておる次第でございまして。

○宮田委員 国際協力の負担の問題については、国際目標にできる限り近づけるように最大の努力を払っていただきたいということを要望しておきます。

また、わが国の貿易はASEAN諸国との関係がきわめて深いのでございまして、さきに通産省は増田審議官を現地に派遣されたわけでございますが、ASEAN諸国の日本に對するあらゆる面での協力要請といえますが、期待といえますが、これが具体的に今後出てくるのではないかと申すわけでございますが、その点はどうとらえておられますか、お聞きします。

○田中中国務大臣 アジアにおきますASEAN各国の重要性はますます申し上げるまでもございませぬ。総理が今度訪米せられるにあたりまして、特に、アジアの友邦であります日本が経済援助、経済協力の点においていろいろとこれから責任を持たなければならぬ日本の重要な立場を認識されまして、カーター大統領との折衝に当たりましたも特にASEANの問題を主張せられておった次第でございまして。

しかしながら、このASEANの問題は東西問題と南北問題とがふくまれているのであり、また、その中には、文化的にも多種多様であるだけでなく、宗教的にも回教ありキリスト教ありというようにいろいろあります。それから、また、人種的にも華僑という一つの大きな勢力がございまして、非常にむずかしい面がございまして、その中におきまして、私も、ASEANを今後一層重視することによりましてアジア全体の責任を日本がまず背負って立たなければならぬという国際責任を改めて痛感いたす次第でございまして、総理が今回の訪米からお帰りになりましてからまたいろいろとお話も承るつもりでございまして。

○宮田委員 大臣の御答弁と重複いたしますけれども、ASEAN諸国とECあるいはカナダ等の定期的な協議の場が常設されておるということとございまして、お話をよく、わが国に對する期待が大きいものであればあるほどわが国も具体的な対応策を考えておかなければならぬと思ひますが、この点についての今後の政府の考え方がございましたらお聞かせを願ひたい。

いま大臣がおっしゃいましたのは基本的な考え方だと思ひますが、具体的にはさつき言いましたECなりあるいはカナダの関係で詰めておるような方法、こういう点を考えてございましてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○間淵政府委員 お答えいたします。先生御指摘のように対話の場というものが非常に大切でございまして、先生の御指摘のカナダとオーストラリア、ECといったようなものが常

設的な対話の場を持つておるということもございまして、私もいたしましてもうこういう常設の場を持ちたいということをおねがひにしようとおつたわけでございます。先般、その対話の場として協議フォーラムというものが日本との間に設けられまして、この数日前第一回の会合を終えたところでございまして。

今後ともこういう場を足場といたしまして対話を一層深めていきたい、こういうふうに考えております。

○宮田委員 次に、中小企業分野の海外進出についてであります。これは非常に活発になってきておるわけですが、これは輸出契約の数字でも中小企業が契約の半分を占めているということと、さらに、プラント産業のすそ野が広く、国内の中小企業への波及効果が非常に高いわけですが、このような観点から、行動轉換に迫られて中小企業対策としてプラント輸出産業を考へてみる必要があると思ひますが、この点政府はいかなる施策を考へておられるか、その点についてもお聞かせ願ひたい。

○森山(信)政府委員 先生御指摘のとおり、中小企業がプラント輸出や海外建設工事の分野に積極的に進出いたしましたことは、中小企業の近代化のためにも、あるいはわが国貿易構造の高度化のためにもきわめて重要なことと考へておるわけでございます。しかしながら、中小企業の場合、せっかく高い専門的技術を持っておりまして、海外の需要をなかなか正確にキャッチできないという問題もございまして、私も、そういう観点から、日本プラント協会におきまして中小プラントの引き合い、あつせん、指導、中小プラント調査団の派遣、ジェットロ、海外建設協力会等によりまして情報提供を従来とも行つておりますが、こういう業務を今後とも活発化してまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

また、輸出保険のサイドにおきまして、中小企業の方々の利用しやすいようなかっただけで考へたい、たとえばいま御審議をいただいている輸出

保証保険についてのすそ切りをできるだけ中小企業の方に活用していただくような線に持っていきたい、こういうふうな考えておるところでございます。

○富田委員 またASEAN問題にちよつと返らせていただきますが、増田審議官がお行きになりましたのは先月の二十七日から三月十日ですか、報道によりますと経済協力の基盤づくりのことだそうでございます、この点は結構かと思ひますが、各国とも関心を持って迎えたのじやないかと思ひます。

そこで、それぞれの国がどういうプロジェクトに日本の協力を期待しておるか、わかつておりますなら、まず、説明をお願いいたします。

○杉山説明員 お答え申し上げます。

正式にはASEANとしていかなるものを日本に要請するかという話はまだ参つてきておりませんが、ただ、いろいろな交換ベースの話、あるいは先ほどお話しのごさいます増田審議官の海外出張等々を通じて私どもが推定いたしておりますのは、ASEANの共同プロジェクトとして定められた五プロジェクトあたりがまず日本に対する経済協力要請の対象プロジェクトとして出てくるのではないかと考えております。

これは申し上げますと、インドネシア、マレーシアにつきましては尿素肥料プロジェクト、フィリピンにつきましては過燐酸肥料プロジェクト、タイにつきましてはソーダ灰プロジェクト、と、このあたり天然ガスの活用、それから農業上の必要ということで肥料プロジェクトが主体になつておるわけでございますが、さらにシンガポールのディーゼルエンジンプロジェクト、こういうものではないかというふうに考えております。

○富田委員 経済協力といひましても、従来のままだといひるな批判もあるわけでございますが、これからの経済協力をする上での障害といひるものが考えられると思ひますが、これを何とか乗り越えなければならぬと思ひます。

のじやないかと思ひます。障害といひるのはちよつと言ひ過ぎかと思ひますけれども、そういう問題の調査もされたのじやないかと思ひますが、どういふものが障害になつておるか、その点をまずお聞きいたします。

○田中務大臣 お答えいたします。

障害の問題としてしまひては、相手国のいろいろな複雑な事情やらその他のいろいろな問題があることは申すまでもございませぬし、また、アラブ各国に對して日本がアプローチをする面がいま非常に少なかつたことや、あるいはまた語学上の問題もございませぬ。こういうふうなものは対外的な問題であります。また、障害の中で一番対内的な問題がありますのは、単体の輸出やなんかとは違ひまして、大型のプラント輸出あるいは大型のプロジェクトになりますと、日本の役務、日本の頭腦、日本の技術を活かしていくわけでありまして、それに対して日本自体の制度がまだ完備されてない。

その解決の一つが御審議をいたしてありますボンド保険の問題でもございませぬが、總じてこの輸銀法の十八條等によります保証債務等につきましても、先ほど先生が御指摘になりましたように、現地で労働者を使い、現地でいろいろな機材を購入するといったような場合は、一つのコントラクトの中におきます先方の国で買ひつけたり何かするようローカルコストが非常に多いといふことは、いままでの日本の金融機関あるいは政府の金融機関でさえもそれに対する担保といふものが取れないといふことが大きな欠陥でございませぬ。そういう面も今度のボンドの保険の問題あるいはまた建設業関係の基金の問題、さらにその次にはローカルコストのシェアの高いものに對しましても、金融とか保証とか担保といふような制度を国内的にもつとつと整備していきまさんと円滑な契約の履行ができない。こういう問題が国内的には未解決で残されております。

○富田委員 さきの質問のときに、政府の発展途上国に対する国際開発援助についての伸び悩みに

ついて、不況とか財政難とかいふことで私が申しましたことに御答弁があつたわけでございますけれども、どうも不況、財政難といふことだけではなないような原因があるわけございまして、別にさらに大きな原因があるんじゃないかといふふうに思ひます。ちよつとむづかしい質問だと思ひますけれどもおしやうございました。

財政難とそれから不況といふことでなしに、この種の関係を活発にするためには、別に伸び悩みの原因があるんだといふようなことを調査とかいろいろな情報で調べになつておりましたならば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○杉山説明員 お答えいたします。

たとえば一つのプロジェクトが発展途上国との間に約束ができてしまひて、これに對して日本から経済協力を進めたいといふ場合に、これはなかなかプロジェクトが進展しないといふ場合が例として挙げられるかと思ひます。これを考へてみますると、発展途上国のサイドにおきまして、本当に初めからいひプロジェクトを協力要請の對象として持つてきたかどうかといふあたりを反省してみることが必要ではないかといふふうに考へます。つまり、発展途上国の中で考えられるプロジェクトの中で日本が初めから協力を進めたいプロジェクトといふものを発掘いたしまし、これを形成いたしまし、この実現にいろいろの力をかすといふことが必要ではないか、この相手国の開発計画の中に入つてまいりまして手助けをいたしまし、初めから優良プロジェクトを形成していくといふ努力が必要ではないか、こういうふうな考へます。

○富田委員 開発援助の落ち込みによつて、先進諸国あるいは発展途上国もですが、非常に批判が強くなつておるわけでございますが、これに對する対策について、いままでもいろいろおしやうございましたが、特に中期計画等の必要があるんじゃないかと思ひます。こういう点を明確にわが国がいたしますと、受け入れる国々も案外に参考にし

ながらこれを活発にする一つの原動力になるのじやないかと思ひます。

いわゆる開発援助に對する中期計画等を考へておいでになつて思ひますが、その点について何かありましたら御説明を願ひたいと思ひます。

○田中務大臣 中期計画と申されますのは、国民経済計算の中に占める対外投資の長期展望といふ意味でございませうか。ちよつと御質問の点が把握できないのでございませぬが……

○富田委員 対外開発ですね。開発援助に對するこれからの方向を指示する計画といひますか、中期の計画でもございませぬならばひとつ御説明願ひたいといふことです。

○田中務大臣 ただいまの御質問でございませぬと、まず大別いたしまし、ASEANを含みます東南アジア方面の、ことに後進途上国に對する計画ですが、ところが、これだけを取り上げてみましても、御案内のとおり、デタント以來、非常に長期にわたります戦乱地帯でございまして、われわれの方といたしましては、本来ならば、あそこの後進途上国から日本の原料といたしましての、すずとか亜鉛とか木材とかのいろいろな安定供給をこちらが開発して受けなければならぬといふ計画も存在し得るわけでありませぬが、現実には各国が非常に戦火に追われておるといふことと、また、かの地におきましては農産物のような場合は三毛作地帯でありますので、従来は非常に米産地帯でありましたものが一転いたしまし、農業生産者が鉄砲を担いで消費者に回つてしまふといふようなことから、むしろ非常に食糧難に見舞われる。しかし、これが平和が回復しますればまた農業生産が復活し、特に米作地帯でございませぬから世界食糧の上にも大きな貢献をいたすでございませうし、そういうふうな後進途上国自体を見ましてもなかなかまちまちでございませぬ。

同時に、各国がこのプロジェクトファインディングと申しますか、中期の計画でもつくることができるような状態ならよろしいのでございませぬが、これがまたなかなかできないといふふうなこ

御承知のとおり、わが国の輸出貿易をめぐる問

御承知のとおり、四十九年二十五億ドル、五十年で五十二億ドルというように倍増してきておるわけでございますけれども、その実態をつぶさに見ますと、通商白書等でも指摘しておりますように大型工事で敗退する事例も出ている。あるいは海外競争力が弱いとかいろいろな問題もあるわけでありまして、OECDの統計から見しても、これは七四年の統計でございますが、プラント輸出のシェアがアメリカ、西ドイツ、イギリスに次いでわが国が四番目ということになっておるわけでございます。そこで、このシェアを高めるためにどうしたらいいのか、政府はどういうふうに考えておるのかということでありまして。

このボンド保険の新しい制度の創設と、それに對する枠は一応確保されましたが、今度は建設業等のような役務のウエートの非常に高いものになりますと、先ほど申し上げましたように、金融機関というものの担保制度というものが、これがローカルコストが多い分野でございますとそれをカバーできないというようなことで、大型のプロジェクトあるいはアサハンの問題、あるいはその他のいろいろな問題は非常に無理をしてコンソシアムをつくり、シンジケートをつくって解決してまいったのでありますけれども、やはり、金融機関というものがローカルコストの多い大型プロジェクトに對しての担保という問題でまだ制度上の不備が残っておると私は存じておる次第でございます。こういうふうな問題も基金の別途創設やら、

出入銀行の資金等を利用いたしましてプラント輸出の促進をいたしておるわけでございますが、サプライヤーズクレジットの枠がきわめて多いということも御指摘のとおりでございます。従来、

しております。通産省関係は主として鉱工業のプロジェクトの事前調査ということになっているわけでございます。

○大成委員 次に、中小企業の関係について承りたいわけですが、先ほど民社党さんの方からの御質問にもあったようにございすけれども、私は論点を変えて伺いますが、輸出保険法の十条の二の第二項に、「外国為替公認銀行その他政令で定める者」とされておるわけでありすが、商工中金はこの取扱銀行になっておりますか。

○森山(信)政府委員 ただいまの先生の御指摘のとおり、十条の二の二項におきまして、取り扱いは政令で定めるということと、「外国為替公認銀行その他政令で定める者」となっておりますが、御指摘の商工中金は御承知のとおり外国為替公認銀行ということでございすので、当然にポンド保険の対象というふうに私も考えておるところでございます。

○大成委員 商工中金が扱う海外進出案件について、その下限をどの程度で押さえるのか、政府としてどのように考えておられるのかを承りたいと思います。一件ごとの下限です。

○森山(信)政府委員 中小企業の方々に利用していただきやすく下限を定める、いわゆるすそ切りということでございます。現在法律段階でこれを決めることはなくて、内部の取扱規程で決めたさせていただきます。内部の取扱規程で決めたにどういふ線というものはまだ結論が出ておりませんが、できるだけ低く、御利用しやすいような線に持っていきたいと思っております。

○大成委員 ただいまの御答弁で十分だと思っておりますけれども、中小企業の皆さん方がそのケースごとにできるだけ政府の保証が得られるように、この下限の設定等についても御配慮をいただきたいことを御要望を申し上げます。

〔中島(源)委員長代理退席、委員長着席〕次に、日本輸出入銀行が本年度の財投計画で七千三十億、先ほど大臣もおっしゃってられました、計画を持っておられるわけでありすが、

細かく言う時間があるから大ざっぱに申し上げますが、この七千三十億の主たるものは何だ、目玉は何だ、これをひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 七千三十億と申しますのは、五十一年度比で約三〇%の増加でございますが、繰り返し私も申し上げておりますように、プラント輸出の重要性ということございまして、五十二年度は五十一年度の倍増の計画を立てておりますので、それに見合う十分なる財源を確保したいということでございまして、もちろん、七千三十億で不足を生じた場合は弾力的に運用することとございまして、調整枠は五百億をとってございまして、そういうものを活用いたしまして、プラント輸出の振興に支障のないように配慮をしておるところでございます。

○大成委員 この輸出保険特別会計全体の規模等、提出されておる予算書等を見ますと、五十二年年度歳入で千三百四十八億、剰余金の繰り入れで九百十九億、保険料収入で三百三十六億となっております。

そこで、このポンド保険に関しては、今年度とありあらず年度途中からということで四千億くらいというように規模を設定しておるわけでありすが、他の八つの既設の保険制度とあわせて、この輸出保険特別会計の保証残高は現在どれだけのものか、また、現在のこの特別会計の規模において果たして十分であると考えておられるのかどうか、また、安全率、保険料率の設定等について、海外のこの保険料率、安全率と比べてみたときに日本のそれが劣るのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○新井説明員 現在の輸出保険特別会計責任残高は十五兆円余りでございまして、これに對しまして、その準備金は現在におきまして八百五十億でございます。今後この支払い準備率も徐々に増加する見込みでございまして、現行保証率のもとで輸出保険の責任残高もまた増加するわけでございます。

が、その率は徐々に向上していく見込みでございまして、現在の水準でこれを改定する必要はないというふうに考えております。

それから、わが国の保険料率は保険種別ごとに異なっておりまして一概に申し上げることはできませんが、一般的に申し上げて、諸外国と比較してかなり低位にあると思ひます。

○大成委員 先ほど私が御質問申し上げた中の日本プラント協会に対して政府はどのように援助しておられるのか。私は、今後のプラントの海外進出を助長する意味でこれは非常に大事な機関だと思っておりますので、御答弁がなかったもので、もし答弁漏れでありましたら答弁していただきたいし、わからなければ後ほどお知らせをいただきたいと思ひます。

最後に、韓国等に対するプラント輸出の関係であります。余り細かいことまで聞いてもなんですけれども、一つだけ聞いておきたいと思ひます。

過般政府が韓国の新しい近代化計画の調査団を派遣されまして、近いうちその報告がなされるはずであります。また、この計画の中にはいわゆる韓国の重工業化のための数々のプロジェクトがあるはずであります。そして、これらに對しても当然このポンド保険は適用されるでしょうし、他の輸出金融あるいは他の保険制度の援助もあるはずだと思ひます。韓国向け、特に韓国の新しいこの計画に對した日本のプラント輸出の姿勢というのか、考え方について承ておきたいと思ひます。

○森山(信)政府委員 まず、プラント協会に對します助成でございますが、七千五百万円程度を補助金といたしまして交付いたしております。これをベースにいたしましてプロジェクト発掘の事業を行つておられるわけでございます。この中にはもちろん中小企業関係のプロジェクトチームをつくるという問題も含まれております。

それから、韓国の問題でございますが、東アジアという範疇で私どもは数字をとっております。

が、四十九年度に約四億ドルの輸出承認をいたしております。五十年年度に五億ドルの輸出承認でございます。機種別に見てまいりますと、一般機械がきわめて大きいわけでございます。最近の数年におきましては通信機械及び繊維機械が減少傾向にございまして、相対的に電気機械のシェアが広がっております。また、プラント輸出に關係いたします政府関係機関の資金の利用状況を見てまいりますと、輸出入銀行の東アジア向けの貸付承諾状況は、四十九年度七百億円、五十年年度千四百二十億円というところでございまして、

今後、東アジア向けのプラント輸出承認に当たりまして、他の諸国向けと同様に輸出貨物代金の回収の確実性というものを勘案いたしましてケース・バイ・ケースで対処する、これが基本方針でございます。

○大成委員 これは大臣に最後に承りますが、日本のプラント輸出の機種別のシェアを見ますと、ただいまのお話にもありましたように一般機械が非常に多いわけでありまして、これは韓国もそうでありまして、中近東もそうでしょうけれども、プラントの輸出は結構ですが、結果においていわゆるブーメラン現象によって日本の産業が痛めつけられる、特に中小企業が痛めつけられるといったことのないように配慮をしていただきたい。

これはむしろ希望かもしれないけれども、こういった行政指導等について大臣の御見解を承て終ります。

○田中(源)大臣 お答えいたします。

御心配の件は、私も前々からプラント輸出をやりが非常に考えさせられた点であります。たとえばこれが東ヨーロッパでありますとか中近東程度くらいまでの、アフリカというふうなところのプラント輸出でございます。これは何にも心配はないのでございまして、身近な近隣諸國に對しますプラント輸出は、ともすれば日本の製品の貿易のシェアを縮めてしまふような結果にもなるのでございまして、地域的にも銘柄的にもいろいろ

る検討を要する問題があるものであります。ところが、最近是非常な競争でありまして、もし日本がそれに応じなかったならばすぐに欧米各国が後の受注をして建設するということになれば、まだ日本と同じ規格のプラントをつくった方が結果的にはいいというようににも相なります。その辺、御心配の点は特に留意いたしなさいたいと思います。

それから、きょうは先生から御指摘いただいて非常にありがたいと思つたのですが、建設業に對します今後の進出が何といひましても非常に劣つておるのですが、元來が単体の輸出から始めました輸送法でありますので、このプロジェクトの役務の關係につきましても日本の金融機關の構造が建設業にまだなじんでいないので、これを何とかして、一体どういふような担保の制度をつくつたらよろしいか、どうかまたいろいろと教えていただきたいと思います。

きょうは御質問ありがとうございました。
○大成委員 終わります。

○野呂委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本忠助君。

○松本(忠)委員 エネルギー問題につきまして若干お尋ねをいたしたいと思ひますが、本会議開催までの限られた時間でございまして、答弁も簡潔で結構でございますが、お願いをいたしたいと思ひます。

最初に大臣にお尋ねを申し上げますが、福田総理は組閣以來資源有限時代をうたいまして、エネルギー政策を国の最重要の課題として、陣頭指揮で長期総合エネルギー対策に取り組む姿勢を示しておるわけでございます。石油にかわる原子力あるいは石炭あるいは液化ガス、太陽熱、地熱等い

ろいろと代替エネルギーの開発がございしますが、それと並行しまして、石油の安定確保のためのエネルギー外交の強化を含めたところの新政策を打ち出しているわけでございしますが、今回の総理の訪米に当たりまして、カーター大統領とのワシントンでの会談の中で日本側の最重要な課題は、原子力エネルギーを今後とも有効に利用するための使用済み核燃料の再処理を認めさせることではなからうかと私は思ひつてございします。

私は、このような一連の政府の動きを見ておりますと、すべては次は原子力なのだ、原子力しかないのだという考え方に固まつてゐるのではなからうかと疑いたくなるわけでございしますが、何はともあれ、まだ総理が帰国をされてないわけでございますが、新聞報道の段階でございしますので、帰国後詳細にその会談の内容もわかると思ひつてございしますが、先般発表になりました訪米の共同声明の中でも、大統領は、新原子力政策の立案に際し日本の立場に十分配慮を払うことに同意したという点で発表がされております。一部では、わが国の主張を米國が理解して、今後の交渉の基盤ができたと思つてゐるようではございしますけれども、これは玉虫色の発表でございします。米國は、これまでの方針から、対日ウラン供給の保証にとどまるということになるのではなからうかと思ひつてございします。

当商工委員会といたしましても、総理の帰国後この報告を正式に受けたいと思ひつてございしますが、その報告をする用意があるかないか、これをまず大臣から最初に伺ひたいわけであります。

○田中國務大臣 もちろん、総理が外国に使用をされまして、そして国会に對しましては詳細に御報告を申し上げなければならぬと考えておりますが、当委員会にお出ましいたゞいて御報告をいただくかどうかということは委員会の方のことでございます。私はいまちよつとそれを申し上げます。

しかしながら、いまお話がございましたように、今後の外交交渉の一番重大な問題はこの核燃

料の再処理の問題でありまして、そのことにつきましてにはわが國の事情もある申し述べ、また、米國側に強く申し入れをいたしたような次第でございまして、このことは総理が帰國されましてから早急に協議を行うことが合意事項と相なつておりますので、しかるべき担当者がこれから鋭意この問題について話を詰めるという段階に参る予定でございします。

なお、きょうはどうせ総理が飛行場から眞つすぐに予算委員会にお入りになりまして御報告もあつたと存じますので、さらにまた当委員会におきましてもお聞きいただいたかどうか、かように存じます。

○松本(忠)委員 総理の報告の中身の点についてまで私どもは言はずと申すわけではございませうが、今後の政府間交渉によつてはつきりしてゐる点については、私はそれぞれの機会を通じてまた承つてまいりたいと思つております。

しかし、それ以前の問題として、國民の中に原子力開発に對する根強い不安というものがあつたことは指摘せざるを得ません。要するに、この点についてのわが國の國民的なコンセンサスというものはまだできていない。原発に對する國民の意識というものはまだまだ非常に流動化している。政府、財界がマスコミを使ひまして巧みな宣伝をうてございしますし、こういう恫喝を受けつても、相次ぐ原発の故障、事故、放射性廃棄物の処理方法の不備などから、事実われわれを初めとして不安と不信を強めているのが実情ではないかと思ひます。

また、一面、必要悪であるという考え方をする者も一部にはあるわけでございまして、一体この必要悪の必要の中身は何かというところ、それはまさしく政府、財界の必要であつて、國民の必要ではない。悪をそのまゝにしておけば、後世取り返しのつかないような悪になつた場合どうするののか。こういう中にあるとしてそれほどまでに原子力開発に執着をするという理由が一体何なのか。エネ

ルギー危機というものが叫ばれておりますが、このエネルギー危機を救ひ得るものは原子力しかないんだという考え方は、これはどうも私も受け取れないわけでございします。

もちろん、政府としてもこれにかわるものとしてのサンシャイン計画なども挙げてゐるわけでございますが、本當に原子力しかないのか、その考え方を大臣はどう思つていらつしやるのか、この点をお答えをいただきたい。

○田中國務大臣 御案内のとおり、エネルギーの大宗をなしますものはやはり原油でございまして、その確保ということも非常に努力をいたしてあります。それから、石炭あるいは水力というふうなものもございします。しかし、全体の、ほとんど高度に成長いたします日本の國家經濟に對しまして、相当量の不足するエネルギーを國產として原子力に頼らうというところは、これはもう必然そうならざるを得ないと思つてゐるわけでございします。

なお、これらの計画につきましても詳細は政府委員からお答えをさせていただきます。

○松本(忠)委員 大臣のお答えを一応ちようだいしまして、時間もございせんから私は次に進めたいと思ひます。

日本のように非常に人口の過密な國で、そしてまた省エネルギー政策というものを考えなければならぬというこの時代に當たつて、本當に日本としてはエネルギーの單位面積当たりの消費では先進國の中ではトップとなつてゐるわけでございします。今後、環境保全の上からも消費量の増加にできるだけブレーキをかける必要を私は痛感しております。今後のエネルギー行政というものは、エネルギーの確保はもとよりでございますけれども、いかにして少ないエネルギーで高い成長率の達成ができるかというところ、また、エネルギー問題が、いままでの環境破壊から、破壊しないという消極的な政策でなく、積極的に環境を保全していくのだという立場に立つて考えるべきではなからうかと私は思ひつてございします。

省エネルギー対策というものについていろいろと問題が言われておりますけれども、とにかく、日本の国としては、いまエネルギーの消費節約というのを考えなければならぬときでございます。御承知のように、国内の資源はございませぬし、そして、また、石油の輸入というものに頼らなければならぬ。それにはまたマラッカ海峡の通過の問題もあります。そしてまた備蓄のために、コンビナートを増強しようとするれば住民の反対運動がある。こういった中において消費節約運動というものは間断なく進めなければならぬ。私は思うわけでございませぬけれども、とにかくそういうものが、いまの政府の考え方をしております、何やら、一服できた、備蓄も若干できたという感じで、この石油の消費節約というものに対してはどうも一歩後退したような気がしてならない。これは石油精製業者の圧力があるのではない、あるいは売らんかな商法というものがあつたのではない、こうしたものに通産省が影響を受けて行政指導を少し手控えているのじやなからうかというふうな気持ちがあるわけでございませぬが、エネルギー節約運動にもっとも前向きに取り組むべきではないかと私は思いますが、大臣の御所見を伺いたい。

○田中中国務大臣 米国の他の各国の例によりまして、エネルギー節約という節約の運動、省エネルギーの効果は相当評価してよろしいのでございまして、われわれの方もその面におきましては今後ますますこれらの運動を展開いたしたい、かように存じております。

なお、また、経済全体の落ち込みといひますか、景気の落ち込んでおります関係からそのものの消費が緩やかされておりますので、私どもも気が緩むこともあるかもしれませんが、このエネルギーの節約運動だけは、あるいは熱管理の問題あるいはこれらの省エネルギーのための開発といった問題とせひとも今後取り組みなければならぬと考へておりますので、どうぞよろしく御協力をいただきます。

○松本(忠)委員 大臣の答弁のように、石油の消費の節約とともにもっと前向きに取り組むと同時に新エネルギー開発の問題に取り組んでいくべきであらうと私は思ひますし、現在、原子力の平和利用の安全性が未確認であるといふところから大きな問題を抱えているわけでございまして、政府としてもサンシャイン計画が発足をしたものと思ふわけでございませぬ。

四十九年の七月以降サンシャイン計画が発足いたしました。自來今日に至るまで、外国の先進諸国と日本とを対比してみた場合に一体どんな状態なのか。先進諸国で新エネルギーの技術開発に費やしている予算面と対照してみても、日本の取り組み方についても一度御検討願ひなければならぬのじやないかと私は思ふのであります。

たとえて申しますと、太陽エネルギーであるとか地熱エネルギーの開発を予算面から見て、金額的に日本とアメリカあるいはヨーロッパの諸国を対比してみた場合に、一体日本はどんな状態にあるのか。中身についてはなかなかむずかしいと思ひますので、予算面の金額だけでも結構であります。この面をひとつ示していただきたいと思いますのでございませぬ。

○田中中国務大臣 お答えいたします。

サンシャイン計画といたしまして予算面に上っておりますのは、昭和五十二年度におきまして四十八億七千万円でございます。これは一部の技術についての基礎研究の段階からプラント開発の段階に對する経費でございます。

なお、詳細は担当の工業技術院の政府委員も参っておりますから、お答えをいたします。

○夢沼説明員 諸外国の新エネルギーの技術開発の状況でございますが、現在、アメリカ、ドイツあるいはフランスにおきましていろいろ見直しが行われているようでございませぬが、いままでに入りましたデータでお答え申し上げます。

日本におきましては、いま先生御案内のように、五十二年度の予算案におきまして四十八億七千万という数字でございます。

アメリカにおきましては、一九七〇年度、太陽が三百六十億、地熱が百五十億、石炭が千七百七十億、この数字は変わる可能性が相当ございませぬ。

それから、ドイツにおきましては、一九七五年から七十九年まで、太陽が百十億、石炭が五百八十億と聞いておりますが、これも最近の新聞情報によりましていろいろ変えて行つておると聞いております。

それから、フランスにおきましては、太陽が六十九億、地熱が八十一億、これはいずれも一九七七年の数字でございます。

○松本(忠)委員 それで、いまの日本のエネルギーの総予算はわかりましたが、太陽熱エネルギーだけで五十二年度の予算は幾らですか。

○夢沼説明員 五十一年度予算といたしましては十四億一千九百万でございます。五十二年の予算案につきましては十四億六千八百万となっております。

○松本(忠)委員 アメリカあるいはまたドイツ、フランスの例をそれぞれ挙げられたわけでございませぬが、いずれにしても、日本の金額とこれらの先進諸国の金額を対比してみた場合にはけた違いだと思ふわけで。

こういつた数字だけをとりえてどうこうは言へませぬけれども、あるいは国の大きさ、または人口密度、環境等いろいろの相違がありまして、ただ単なる予算の問題だけでは全部を律することはできないと思ひますが、とにかく、日本と諸外国の取り組み方において、予算がけた違いに少ないといふことがわかるわけでございまして、こうしたことで満足な研究開発というものができのうか、今後取り組みなければならぬエネルギーの開発にこんなことでいいのじやないかといふふうに私も思ひます。この予算は、来年も、いままでの四十九年以降五十二年までの取り組み方を見てみると倍額などということも恐らく考えられないと思ひます。こんな状態ではとてもじやないけれども遅々として進まないと思ひます。

そこで、今後どうするかということ、この増額が当然必要ではなからうかと私は思ふわけでございませぬが、大臣はどのようにお考へてございませぬか。

○田中中国務大臣 御案内のとおり、エネルギーの問題は、五十年十二月の総合エネルギー政策というものから客観情勢の変化も織り込んで見直して、本格的に取り組まなければならぬが、その取り組み場合に、まず、第一は国民の皆様のエネルギーに対する特に深い御理解と御協力をいただくことと、第二は必要な資金をこれに裏づけるという、この二つの目標のもとに今回の新しい体制づくりに取り組もうといたしておる次第でございます。

当然、このサンシャイン計画も節約と並びまして最も重大な問題でございますので、今後思いを新たに取組んでまいり、同時にまた資金的な予算の裏づけも十全を期してまいりたい、こういうふうに考へております。

○松本(忠)委員 大臣のお答えのように予算の面でも大いに増額もし、これに前向きに取り組んでいかなければならないことは当然のことでございますが、私は、工業技術院の方で発行している「サンシャイン計画ニュース」といふものの五十一年度版をいただきました。拝見をいたしました。この中に「競争的開発の重視」ということがございませぬ。ちよつと読んでみますと、「広範囲かつ、多岐な技術分野を包含する長期総合技術開発計画においては、各方面からアプローチを強め、各分野における技術的成功を集約する必要がある。競争的開発が重視されなければならない。競争的開発の成功例は内外共に多く、またその必要性は全ての研究者に認められてゐるにもかかわらず、我が国ではやもすればそれが、重複又は、競合と見られてきた。このことがエンジニアリング面の軽視と共に、戦後日本の技術開発の弱点となつてゐる。サンシャイン計画では、その超長期性と総合性からも、エネルギー問題の重要性からも、特に競争的開発を重視する必要がある」と

考える」と、このように書かれているわけでございます。そこで、この「競争的開発の重視」ということは非常に重要なことだと私は思うのです。また、さらに、この十七ページに、「サンシャイン計画の研究開発には多額の資金と長期の研究期間、多分野の技術的総合とその動員を要し、かつ多大の開発リスクを伴うため、国が中心となつて、産・学・官の密接な協力体制のもとに、研究開発を計画的かつ効率的に推進して行こうとしている」と書かれておりますが、ここに書かれていることと大臣のいまのお答えはとも非常にそぐわないと思つたのです。大臣も一生懸命に資金的にこれから予算をつけようという考えでいられるようでございますが、しかし、工業技術院の方では本格的な競争的開発をするんだと言っても、その競争的開発というものが本に行われていくんだらうか。何か一つの研究が自分のからの中に閉じこもつてしまつて、その研究を發表しない。これはいろいろの問題があると思つていかなければならないと思つたわけでございます。そこで、工業技術院にはサンシャイン計画推進本部というものがあつたわけでございますけれども、また、さらに、その新エネルギー技術の研究開発に対する提案要綱というふうなものも五十二年二月に発行されておりますが、これを見ましても、サンシャイン計画というものは民間への委託研究をすることを提案しているわけでございます。そこで、四十九年度以降五十一年度までの項目別の委託費といったものを私はぜひとも承知をいたしたいと思つたわけでございます。そしてまた五十二年度ではどのくらいの計画をしているのかというところでございます。太陽、地熱、石炭、水素、総合研究といったものが大体項目別に五つの項目に分かれておりますけれども、五十二年度では一体これはどのように配分されているのかということをお伺いしたいわけでございます。

時間がございませんで四十九年から五十一年度までのものについてはいま触れないでおきますが、五十二年だけの計画についてひとつお示しをいたしたいと思つたのです。

○夢沼説明員 五十二年度の案につきましては、太陽エネルギーが十二億三千七百万円、地熱エネルギーが十四億七百万円、石炭エネルギーが四億四千八百万円、水素エネルギーが一億三千五百万円、総合研究等が一億七千七百万円となっております。

○松本(忠)委員 五十二年の予算はただいま参議院で審議中でございますので、これが通ればそういうふうに分けたいというわけでございます。ところで、その五十一年度ですが、五十一年度はそういった予算は一体どこへどういうふうに分けられたのかという点については再々にわたりまして資料の要求をしたわけでございますが、どうも政府側としては要求に応じてくれませんが、そしていろいろと資料をいただかなくて、五十一年度にこれらの予算が配分された団体といったものを計算してみますと、太陽が二十一、地熱が十八、石炭が八、水素が七、総合研究が八、合計六十二です。こういう中には重複して参加している団体があるわけでございますが、この重複している団体あるいは会社は幾つございませうか。その点は調べていただけたら御報告をお願いいたします。

○夢沼説明員 いま先生がおっしゃいましたような数字でございますが、重複の数字につきましてはただいま手持ちにございませんで、すぐ調べまして御報告申し上げたいと思つたのです。

○松本(忠)委員 それでは、時間もありませんから後で御報告をいただくことにいたしますが、ざつと私どもが計算してみても、六十二の会社の中には、重複して、非常にいろいろの面に協力してくれている会社のあることもわかるわけでございますが、特に、三菱重工業のごときは総合研究を除いて全部に加わつてゐる。東京芝浦電気も太陽と地熱というふうに加わつてゐるわけでございます。これらの会社はいろいろと研究の成果を逐

次上げていることと思つたわけでございますけれども、五十一年度までの委託研究費の個々の会社別のいわゆる予算と申しますか、金額と申しますか、そういったものにしまして私は再々資料の要求をいたしましたけれども、どうしてもこの資料の提出がございませんで、そこで、私もこの点については非常に不満でございますので、五十一年度までこの会社に一体幾ら予算をつけたのかということ、この点は資料としてぜひ提出をしてもらいたい。この点は委員長にも御配慮をお願いしたいと思つたわけでございます。

なお、少なくとも四十九年から発足をしておりますから、四十九年、五十年につきましたは、会計検査院の方では、要するにこれの委託研究が行われ、そしてこれがどんな成果を上げてゐるかについては、支出についての検査が十分に終わつてゐると思つたわけでございます。会計検査院の方には私もいろいろと聞いたのでみたわけでございますけれども、とにかく、会計検査院としては、割り当てられてゐる会社別の金額は承知はしてゐるけれどもお答えできないということでございます。これはもう会計検査院としては当然のことだと思つたのです。しかし、少なくとも通産省へわれわれの方からそういう資料の提出を要求して、その提出にこたえられないという点が私は非常に不満に思つたわけでございますが、会計検査院においでをいただいておりますので、本日にそれらの会社でやつたのかやらないのか、あるいは四十九年、五十年に対しては、個々の団体ごとに支出された金額というもののについて調査が完了しているのかどうか、その点だけをひとつ会計検査院から御確認をお願いしたいと思つたわけでありませう。

○松田会計検査院説明員 お答えいたします。ただいまお話しした委託費でございますが、これは新エネルギー技術研究開発委託費でございますが、数多い補助金、委託費の中でも私どもとしても重要な検査対象となつております。したがって、どこにどれだけの委託費をいたしたか、それがどういうふうに行われてゐるかということにつ

しては、検査の資料として十分私たちも承知しております。そして、検査も実施しておるわけでございます。

○松本(忠)委員 大臣、会計検査院では四十九年、五十年については十分に検査をし、そしてまたそれが適正であることを認めてゐるようでございますが、通産当局として、そういうものをわれわれが要求してもなぜ要求にこたえてくれないのか。われわれの方からお願ひすると、上司に相談してとか上司に聞いてとかという答えが返つてくるばかりで一向にその問題を処理しようとしないうわけ、私は非常にその点を不満に思つたのです。この点は、ぜひとも資料を至急に出していただきたいと思つて委員長にもいま私はお願いしたわけでございます。

しかし、もう一点私が疑問に思つたのは、いまわれわれが承知しております、調べたところの会社というのはいわゆる大企業と称しますか、大きな会社ばかりでございまして、これらの会社がどんな方法で四十九年以降のサンシャイン計画に取り組むことになつたのかということ、これを私は考えてみたわけでございますが、いろいろと聞いたのでみますと公募をしたとおっしゃるわけでございます。これは公平に公募をしたということが一番正しい方向だと思つたわけでございますけれども、この公募の方法というものは私はどうも非常に疑問を感じてゐる面がございませう。

そこで、四十九年以降五十一年度まで、まだ五十二年は予算が通つておりませんが未決定でございますが、これらの民間企業がどういうあり方によつて選定されたのか、この方法についてお答えをいただきたいと思います。

○夢沼説明員 委託先の選定でございますが、この選定に当たりましては、研究開発の受託を希望する者を公募いたしました。その応募した中から、工業技術院の各課とあるいは省内の関係部局などの職員で構成されております管理委員会というところで、提出されました研究計画の内容とあるいは応募をいたしました企業の研究開発の

実績、技術的能力、それから経営の健全性というものを審査いたしました上で委託先を決定して、こういうような手続でございます。

○松本(忠)委員 管理委員会の問題も後から詰めたいと思うのですが、まず、公募ですね。公募をなさったとおっしゃる、その公募の方法、公募のあり方といったものをもう一度はっきりお答えをいただきたいと思うのです。

○藤沼説明員 公募の方法でございますが、通産省の広報紙でございます通産省公報というものに研究開発テーマを掲載いたしました公募を行っております、こういう手続でございます。

○松本(忠)委員 通産省公報というものによって広く皆さん方に周知徹底を図ったとおっしゃるわけでございますが、そこで、私は、五十二年度についても公募をするのかとお伺いしたいわけでありませう。

○藤沼説明員 五十二年につきましては、五月二十二日に公募をいたしております。

○松本(忠)委員 いよいよ時間がなくなつてまいりましたので、私は質問をはしりなければなりません。

公報に掲げたとおっしゃるわけですね。その公報は何日付ですか。

いままでもその公報を御提示願いたいと言つて私はお願いいたしました、それによつて送られてきた公報は二月二十三日付の八千六百六十三号と二月二十八日付の八千六百六十七号ですが、先に二十八日の方を持つてこられて、これに載つておりますと云うのです。しかし、実際にそれを見ても載つておりません。そのことを指摘しましたら二月二十三日付のものを持つてこられました。これも私は見ましたけれども、どうもそれらしきものがないわけでございます。

私は、その公募の方法というものが、一部の通産省に出入りする人であるとか、あるいはこの公報を簡単に手に入れることができる人とか——もちろんこれは政府刊行物サービスセンターがございますから、そこへ行けば求めることができると思いますが、

ことはないわけでございますけれども、いわゆる町の発明家などというものはなかなかそうした公募の方法がわからないままにおるのではなからうかと思つてございます。

いずれにしても、何度か何度か催促した結果二月二十三日付と二十八日付の二つをお届けいたしましたが、この中にもそれらしきものは拝見できなかった点を私は残念に思つておるわけでございます。

そこで、先ほどあなたから言われましたところの管理委員会によつていろいろ検討されたところですが、この管理委員会というのは、この青い冊子の方を拝見いたしますと、省内の職員によつて構成されるとあります。しかし、もう一つの政策委員会あるいは推進委員会というのは、省内の職員ばかりでなく、学識経験者や委託先企業の従業員などといった方々も入つてやつてゐる。それにかかわらず管理委員会だけは省内の職員が決めるということになつておるようでございますが、省内の職員だけで決めるということとはちよつと片手落ちではなからうかと私は思いますので、この点を大臣にもお伺いしておきたいわけでございます。

時間がございませうからもうやめますけれども、とにかく、このサンシャイン計画を推進するからにはもつともつとフェアに、そして公平に行つていかなければならないと思うのですが、どうも何かしら奥歯に物がさまつたような物の言い方であつて、われわれが要求した資料がなかなかもらえない。そして、また、新しいエネルギーがどのようにして開発されたかといった報告があるだらうと思うのですが、そういった報告についてわれわれにそれを見せようとしません。私もいろいろ手を尽くしまして、昭和五十年四月三十日の「新エネルギーの技術シリーズに関する調査研究」とかいろいろのものを入れて勉強はしておりますけれども、通産省は、このサンシャイン計画に対して十分門戸を開いていろいろの意見を聞きながらやつていこうという体制がどう

もない。何かしら隠しているようにしか思えない。

いろいろと言ひ分はあるだろうと思ひますけれども、競争の開発を重視されるというふうに書いてあるならば、各会社それぞれ開発した研究成果というものをお互いにもつと競ひ合つて、そしてよりよいものを実行に移していくということこそ必要ではなからうかと私は思ふのであります。国費が非常に少ない。そういう中でやつていく研究でございますし、どうしてもいろいろの問題が起ころうと思ひますけれども、とにかく、いまの通産省のやつてゐるサンシャイン計画に対する取り組み方というものをもう一度検討しなければいけないのじやないだらうかという点を私は指摘いたしました、きょうの質問を終わります。

最後に、大臣からその面についてのお答えだけを簡単にいたして終わりにいたしたいと思ひます。

○田中事務大臣 いろいろと御検討をいたしておりました。いろいろと存じますが、この種の研究は競争的な各社の非常な努力が払われており、同時に、また、この研究の内容の公表を非常にしないというたてまえのようでございます。

「競争の開発」ということがございしますが、委託されました後の研究は、ある程度の成果が得られるまで、特に研究というものの本質がそういうものか存じませんが、非常に公表をしないような仕組みになつておると聞いております。

○松本(忠)委員 先ほどお願いしました資料ですが、四十九年から五十一年まで各会社別に五項目にわたつての研究開発が進められてゐるわけでございますが、それらの予算を年度別に幾らずつ支出したのか、この資料だけではぜひともいただきたいと思ひます。

委員長からも御配慮をひとつお願いいたしたいと思ひます。

以上で終わります。

○野呂委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時三十分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。清水勇君。

○清水委員 私は前回三月十一日に一般質問をいたしました。その際、東洋バルブの倒産に関連をして、現在裁判所で進めておられる更生開始決定の時期の問題について尋ねたことがございまして、定かなことは申し上げられませんが、近く決定を見えると思うという情報局長の答弁を承つております。

〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕

その後すでに約半月間経過を見てゐるわけでありまして、一般的に申し立てを行つて以降三カ月間くらいで開始の手続が決まるのではないかと伺つてゐるわけでありまして、東洋バルブのこの開始手続の決定について、その後どのような時期に決定をされるというふうな情報を得ておられるか、また、一般的に何カ月間くらいで手続開始の決定がなされてゐるか、初めにその辺の事情をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○児玉政府委員 お答え申し上げます。

実は、先生の御指摘の件につきまして、三月八日に法律に基づきますところの意見の照会というのが通産大臣あてに出てきておりまして、具体的に申し上げますと、これは東京地方裁判所民事第八部の裁判官から通産大臣あての書面による意見照会でございます。会社更生手続の開始申し立ての事件について、ということでございます。

これは御存じだと思いますが、更生手続の開始につきまして所管官庁の意見を求めるという条項が会社更生法上ございまして、また、行政庁といたしましても自主的に意見を申し述べる規定がございまして、それに基づきまして三月八日にこの書面が私どもに参りまして、機械情報産業局及び私ども中小企業庁の間で、現在、これに対してどう

いう意見を述べるといふことで検討をいたして
おります。近々これに対する返事を裁判官あてに
提出することになると思ひます。それが出来て
から裁判官の方ではほかの債権者との関係等を考
慮いたしまして具体的なスケジュールを決めてい
くという手順でございますので、残念ながら、い
つから手続開始だといふことをいまはつきり申し
上げる段階にございません。

○清水委員 この際希望を申し上げておきたいと
思ひますが、十一月二十四日に申し立てを行つて以
来ちようど四ヶ月の経過を見ようといはしており
ますが、この間すでに会社が希望退職を募集し、
そして五百名に達する人が現実に希望退職を
職を申し出ていふという経過があり、かつ、
また、後でこれは法務省にお尋ねをするつも
りでございますが、少額債権企業の企業維持にも重
大な影響と関連を有しているわけですから、通産
当局、とりわけ中小企業庁としても急速に裁判所
にも要請をされて、これが決定をされるよう働き
かけていただくことを強く申し添えておきたいと
思ひます。

次に、私は、法務省当局に会社更生法との関連
で二、三のお尋ねをいたします。

その第一は、会社更生法百十二条の二に、「中小
企業者が、その有する更生債権の弁済を受けなけ
れば、事業の継続に著しい支障をきたす虞れがあ
るときは、――まあ、長い文章ですから中略い
たしますが、「更生計画認可の決定をする前でも、
管財人の申立てにより又は職権で」、「弁済をす
ることを許可する」と定めておるのであります
が、このことに触れてまずお尋ねをいたします。
いま申し上げた東洋パルプの例を引用いたしま
すと、保全命令において十万円以下の債権につい
ては全部これを弁済をする、と、こういうふう
に定められているわけでありますが、問題は、下請
企業は平均して従業員数が一社当たり十五、六人
でいわば小零細規模でございます。そして、下請
工賃で事実上生計を営む程度という、そういう企
業ばかりでございます。また、同時に親企業――

この場合には東洋パルプということになります
が、これへの依存度についても、長野県内の債権会社七
十七社を見てまいりまして、そのうちの約三分
の一、二十五社までが八〇％から一〇〇％という
大部分を東洋パルプに依存をしているという状況
でございます。現に、本年一月までに、うち十
二社、九十七名の人員整理が行われているという
状況でございます。したがって、詰めて申し上げ
れば、こういう企業における債権は資金の一部と
言つてもいいのではないかと、共益債権と解しても
妥当なのではないかと私は考へているわけであり
ますが、現行法では無担保債権のほとんどが切り
捨てられるおそれがある、これは大変な問題だ
と言わざるを得ないのであります。

そこで、提案なのであります。たとえば債権
の一部を国が立てかえて弁済をするなどのことを
含めて、必要があれば法改正を行ふべきだと思
うのであります。その辺の見解をお聞かせいた
だきたいと思ひます。

また、当面、百十二条の二が言っている「事業
の継続に著しい支障をきたす」といふ言い方に立
脚して弾力的に法の運営に幅を持たせることがで
きないのか。そして、管財人の申し立てまたは職
権で弁済ができるような、そういう運用を確保し
て、そのことを通して小零細規模の下請企業の救
済に当たるべきだといふふうに私は考へるわけな
のであります。更生法上の規定との兼ね合いで
どのような見解をお持ちか、お聞かせいただきた
いと思ひます。

○稲葉説明員 御質問の第一点は、会社更生手続
が開始された、あるいは開始前においても、とい
う趣旨がもしもせんけれども、その場合には下
請企業の債権の保護について法律上特段の措置を
すべきではないかという点であるかと思ひます
が、法律上申し上げると、下請企業といふもの
はやはり更生会社とは別の一つの人格でござい
まして、その間の関係といふものは労働契約では
なくて、あくまでも請負なりあるいは売買なり、
そういう法律関係によつて律せられるわけござい

まして、その関係が確かに現実問題としては非常
に雇用に近いような支配従属の関係にあるとい
うことはあるかもしれませんが、法律上それ
を直ちに労働債権と同様に保護を与えるとい
うことはほかの法制度とのバランス上きわめて問題
がございまして、さしあたりはそういう改正をす
ることについてはもう少し検討を要するのではな
いかといふふうに考へております。ただ、その場
合に、関連企業の債権について十分な保護を与え
るよう行政的な措置をとる、あるいは融資等に
ついて配慮を払ふということにつきましては、政
策当局で十分御検討になることではないかとい
ふふうに考へておられます。

それから、第二点の会社更生法の百十二条の二
の関係でございますが、これは、御承知のとおり
会社更生手続が開始された後の規定でございま
して、会社更生手続開始前においてはこういう規定
が働かぬ地はないわけでございます。会社更生手
続が開始されますと、一般に更生債権といふもの
は更生手続によつてのみ更生計画に基づいて支払
されるということになります。更生計画が実際に
立案され、そして裁判所が認可決定をするまで
は支払われないということになるわけございま
して、こうなりますと更生計画が認可されるまで
に長年月を要するといふようなケースにおいては
非常に関係人に損害を与えるといふことで、関連
企業の連鎖倒産を防ぐといふ趣旨でかような規定
が設けられているわけでございます。

その前の段階の、開始決定がされる前というこ
とになります。これは会社更生が果たしてでき
るものやらできないものやら、その辺も定かでは
ないといふことになりますので、そして、その段
階での保全命令といふのはもっぱら会社の財産状
況をそのまゝの状態に凍結しておくといふことに
てだけ特段の処理をするといふことは通常行われ
ていないと思ひます。

○清水委員 二つに分けていま質問をしたわけで

ありますが、そこで重ねてお尋ねをしたいので
す。いわゆる手続の決定後、更生計画認可の決定
までの間といふものにかなり長い時間がかかる
見なければならぬわけですね。そこで、更生計画
認可決定前でも管財人の申し立てであるいは職権
で弁済をするといふことが法律上規定をされてい
る。

そこで、私が言わんとしていることは、その際
に事実上親企業に対する依存度が非常に高い、ま
た、その企業自身は小零細規模である、弁済を受
けなければ企業の存続を著しく阻害をする、とい
うような状況の場合には、実態として事実上共益
債権といふような重い見方をしながら、たとえば
政策当局の問題だといふふうには逃げられてしま
うのではないに、法運用上も一定の幅を持ち、連鎖
倒産はもとより企業の経営が持続し得るような方
向についてももう少し裁判所側等が弾力的な運用を
なすつてもいいんじゃないかといふことを言わん
としたわけでありまして、この点について重ね
てお聞かせをいただきたいと思ひます。

〔橋口委員長代理退席、中島源一委員長
代理着席〕

○稲葉説明員 会社更生法の百十二条の二とい
ふ条文によりまして、御指摘の弁済の許可というこ
とをするにつきては、裁判所は、中小企業者と
の取引の状況、これは先生の御指摘の、つまり、
非常に依存度が高いといふようなことを意味して
いるわけでございますが、それから会社の資産状
況、つまり弁済をするだけの金があるかどうかと
いふようなこと、それから利害関係人の利害、こ
れは利害関係人と申しますのは、当該中小企業者
が倒産するといふことも利害関係人の利害として
いうことにはなりますが、そのほかにもほかの債権
者もたくさんいるわけでございますから、その債
権者の取り分を減らすといふようなことになつて
はまずい、こういうようなことを一切の事情を
考慮して弁済を許可するといふことになつており
ますので、御指摘のように、その下請企業の置か
れている地位といふものは十分に考慮された上で

裁判所は運営に当たっておられる、かように私もは考えております。

○清水委員 たいだいまの点について通産当局、とりわけ中小企業庁としてはどのようなお考えをお持ちおられるか、お聞かせを願いたいと思ひます。

○児玉政府委員 法制的な問題につきましてはいま御答弁がありましたとおりだと思いますが、中小企業対策という観点からいいますと、更生手続開始前の問題として緊急に金融上の措置を講じて、まずつなぎの措置をとるということが第一だと考えております。これにつきましては、先生御存じのように、昨年の十一月にこの事件が発生いたしましたから、早速関係機関及び行政当局との間で機動的に現在ある制度をフルに活用いたしまして、信用保証その他の措置について出動態勢に入っております。

それで、現在のところ、たとえば下請の業者関係というのは百件弱でございますが、この人たちにつきましても、金融上の措置について商工中金及び国民金融公庫、中小企業金融公庫等を動員いたしておりますが、着々と実績を上げておりまして、現在のところ百件近くの実績がございます。

それで、御存じのように、東洋パルヴの関連倒産として出てまいりました案件で申し上げますと、中規模以上、あるいは融通手形を出し合っているといったような商社関係等の倒産は見られたわけでございますが、下請等につきましては、特にこの際ということでは、一身上の判断から廃業ないし転業したという例が、二、三ございますけれども、そのほかの案件につきましては一応金融上の措置でつながれておりまして、さらに深刻な点はむしろ仕事がないという点でございます。

この点につきましては、法制上の問題とは別に、私も、中小企業対策の緊急な一環といったしまして、下請企業振興協会を動員いたしまして、特に広域的な仕事のあつせんということで、東京通産局管内のみならず名古屋の通産局とも連系プレーをとりまして下請の仕事のあつせんに現在乗り出しておりまして、この事件が発生しました当時を一〇〇といったしますと、充足率が必ずしも高くはございませんが、たとえば八〇%以上の充足率で仕事をもらえたという例が、一部でございますけれども、少なくとも五〇%以上のものにつきましては相当数の下請企業がその恩恵に浴しておるといふ状況でございます。

下請に関する限り一時見られましたが相当ホットな状態が解消いたしました。鎮静化の方向に向かつておりますが、そうはいいまして、金融でございますからいつまでも続くというわけではございませんので、やはり、債権として特別の措置をとる必要がございますので、先ほど御指摘いただきましたように、更生手続の開始という時点を早めましてできるだけ早くするという努力をいたしまして、その後におけるところの百二十二条の二の条項の発動という点に鋭意努力したい、このように考えております。

○清水委員 もう少し尋ねたいことがあります。時間の関係がありますので先へ進みます。第二に、私は、定年退職者の退職金の取り扱いについてお尋ねをしたいと思ひますが、昭和四十二年に会社更生法の一部が改正をされた際、同年の七月二十日の参議院法務委員会当時の新谷民事局長は、この一部改正が労働者にとって不利にならないかという質問に対して、特に定年退職者の退職金は共益債権に格上げされるからむしろはるかに有利であるというふうに答えておられました。

ところで、開始の決定から更生計画認可の期間における定年退職者については、新谷局長の答弁で明らかなように、法改正による百十九条の二の新しく加わった三項で二百八条が適用される、そこで退職金の全額が共益債権とされる、と、こういうことでありますからいいわけでありまして、申し立てから開始決定までの間の定年退職者の退職金については、百十九条の二が仮に適用されるのだということになると、「退職前六箇月の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の三分

の一に相当する額のうちのいずれか多い額を限度として、共益債権とする」という規定が生きてしまひまして、したがって、差額といひましようか、残りの額は優先的更生債権とされるという、そういう心配がございます。心配どおりだとすれば、著しい不均衡をそこに感ずるわけでありまして、そこで、私は、申し立てから開始決定までの間の定年退職者に対する退職金についても、四十二年の一部改正の際の労働者の利益の増進という法改正の趣旨に立脚して、その総額を共益債権というふうに認められないものか、認めるべきではないか、こういうふうに考えておられるわけでありまして、法律上の規定はどのように解すべきなのか、見解を明らかにしていただきたいと思います。

○稲葉説明員 この百十九条の二という退職手当につきましても、御指摘のとおり昭和四十二年の改正で入った条文でございます。この規定が入ります前におきましては、退職金の債権というものはまだ現実化してないけれども、その性質は給料の後払いと見るべきものであるということ、したがって、その更生手続開始前から勤務している者の退職金につきましては、その勤務年限に応じた部分、つまり更生手続開始前の勤務年限に応じた部分については更生債権と見るべきであるという考え方がございまして、そういう考え方をとりましますと、届け出をしない限り失権してしまふというふうな考え方で運用されていた面もあるようでございます。

そこで、これにつきましては、届け出をしないでもある部分については少なくとも共益債権として扱おうということでございます。ことにしたわけでございます。これにつきましては更生計画認可の決定前に退職した者というふうに規定されておりました。その更生計画開始の前後によつて分けないということが特色であると言われているわけでございます。更生計画開始後に退職する者について全額が共益債権として扱われるというのは、一つは、更生計画開始後に雇われた者につきましては、その勤務年限はもっぱら更生手続のため、

更生会社のために働いていたわけでありまして、それは全額共益債権になる。それから、もう一つは、会社都合でやめさせるといふ者につきましては、これは全額が共益債権となるということでございます。定年とかあるいは自己都合でやめる場合につきましては原則として百十九条の二が適用されるということになるのではないかと、その点では余りバランスに差はないのではないかと、こういうふうに考えております。

○清水委員 いまの答弁に関連してちよつとお尋ねをしておきますが、定年退職というものは会社都合の退職ではないのでしょうか、お聞かせを願ひます。

○稲葉説明員 労働協約に基づいて定年の定めがあるという場合におきまして、それが会社都合の退職であるかあるいはそうでないかという点につきましても、それは考え方に争ひがあると思ひます。法務省としては、それが会社都合であるかあるいはそうでないかという点については、必ずしも確たる見解を持ち合わせてはおりませんが、終局的には裁判所がお決めになるということではないかと思ひます。

○清水委員 昭和四十二年七月二十日の参議院法務委員会新谷局長は、労使の交渉で勧奨退職をさせる場合あるいは定年退職の場合、こういうものは共益債権の対象になるという事を明確に言っておられるが、たいだいまの答弁の趣旨とニュアンスだけではなしに内容もいささか異にするとと思われるのですが、もう一回明らかにしていただきたいと思います。

○稲葉説明員 確かに、退職するのが自己の意思に基づかないもので、しかもそれが人事管理上の都合によつて退職させられるという意味では、定年退職というものもあるいは会社都合の退職であるという説が強く、その趣旨で新谷局長も言われたのであろうと思ひますけれども、しかし、その後判例で完全にそういう結論が出て固まつていふわけではございませんので、ここでは断定的にそういうふうに申し上げかねるという趣旨でございます。

います。

○清水委員 それでは、この件については質問を打ち切りまして、次に移りたいと思います。

次に、私は、商工中金の金利に就いてお尋ねをいたします。

現在、政府系三公庫について見ますと、中小公庫、国民公庫はそれぞれ原則として五年以内の貸付期間につき利率を八・九%と定めております。この両公庫とはいささか性格が違ふんだという言われ方をされてはおりますが、政府の出資額等から見ても明らかに政府系と言ふことがふさわしいこの商工中金の場合には、一年から五年については九・二%から九・四%です。これは組合と組合員との違いなんでありまして、そういう利率です。五年以上については九・四%から九・六%という利率が定められていて、両公庫と比較をすると平均〇・五%ぐらい高いように見られるわけでありまして、融資を受ける中小企業でももっぱらこれが引き下げを強く求めているという状況でありまして、引き下げを検討したことがあるかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○児玉政府委員 商工中金の原資につきまして、先生御存じのように債券によって調達しておりますのが八割ございまして、その辺が中小公庫、国民金融公庫との非常な差でございます。したがって、その条件というものはなかなか克服できないわけございまして、現在までいろいろ御指摘のような要望ないし陳情を聞いておりますけれども、私もも下げられるものなというところで常に心がけてはおりますが、現在そういった原資の調達条件というものがございまして、実現は事実問題として非常にむずかしいということでございます。

したがって、今後もし長期金利の引き下げが行われるというような事態が仮にございまして、そして商工中金の原資調達につきましても何らかの新しい好材料が出てまいりますと、私ももフラクに金利引き下げの方向で検討してみたい、常々このように考えております。

○清水委員

私は、この点については政府がもう少し前向きに積極的に下げる気になれば下げられないことはないのではないかと、これを常に考えているのです。無論、一遍に中小公庫等並みに下げるなどということは無理だというふうに承知をいたしておりますけれども、しかし、たとえば〇・二%くらい下げようとする気があれば現実には下げられないことはないのじゃないかと実は感じているのです。もっぱら五十一一年の九月分の数字を少し分析しながら検討してみたのですけれども、現在の貸出残高が三兆七千八百五十億、したがって、仮に〇・二%引き下げることになると、約七十億からの財源が必要になることになろうかと思ひます。

そこで、たとえば、いま政府はお話にあつたような商工債券をたくさん引き受けておられて、金額にして六千二百八十二億くらいに達しているというふうな思ふのでありますが、この政府の引受債のうち、総額の七一・三%までを利率の高い利付債を引き受けている。そして二八・七%を割引債ということなんでありまして、この際一〇〇%を政府が割引債に乗りかえるということを行つて行くとすれば、これは大して奮勇の要する話でもないのではありませんが、それを行つたとすれば、両債券の間に〇・九%の差があるわけでありまして、これだけでも約四十億を捻出することができるといふふうに私は試算をしてみたわけなのであります。

それから、もう一つは、現に政府も四百四億の出資をされているわけでありまして、この際さらに思い切つて政府の出資金を二百億くらい増額するといふような措置をとるとすれば、金利分を〇・九と見ても十八億といふものの原資をそこからひねり出すことができる。

非常に素朴な発想でいま二つの点を申し上げたわけでありまして、この二点だけでもおよそ六十億に近い財源の生み出しが可能なんでありまして、この辺のことについてどのようにお考えになるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○児玉政府委員

いまいろいろの試算をお示しいただいたわけでありまして、私ももも気持ちいいたしましては全くそういう方向で常々考えているわけでございますが、全体との絡みを考えますと、いまこの場での御指摘でございますので、思いつきでございますが二、三申し上げますと、たとえば割引債につきましても問題点といたしましては、やはり期間が短いとかいうことで、現在ございましてこの商工中金の約四兆円の残高の金利低減ということについての方法、手段として、問題点として一つ頭に浮んでくるわけでございます。

その辺はあるいはほかのいろいろな解決策があるかも知れませんが、そもそも私も一番頭の痛い問題は、この引き受けをやりますときの資金は資金運用部を中心にやっておりますので、先生御存じのように非常にむずかしい郵便貯金との絡みが出てまいりまして、うまい解決方策としてのいいアイデアがなかなか浮ばぬわけでございますが、いずれにいたしましても、出資という方法も、実は、私も、毎年、乏しい財政の中からは何らかの弾力性を持たせたいということ、少なくとも金利の引き上げ要因は打ち消しなから、財務の健全性を図りながら、しかも中小企業者へのサービスのキープしていくという必要性から、いま御指摘のような二百億という数字まではいつておりませんが、こころ、二年五十億程度ずつ入れていくわけでございます。

究極におきまして、一番正統的なこの問題解決の行き方は、先ほど私が申し上げましたように、やはり、債券の発行条件の改善を図る環境が全体的に出てまいりませんと金利引き下げという問題になかなか具体的に私も切り込んでいくにいくという事情がございまして、こういう不況のなかでございまして、要望も非常に強いといふことで、金利に対する感覚も中小企業者自身非常に強くなつてきておりますし、私もも政策上の位置づけからいまして非常に重要な問題といふふうに考えておりますが、いずれにいたしまし

ても、資金調達の方法の中での大変大きな部分を占めますところの債券の条件というものについて、たとえば現在商工中金の四兆円の資金調達の中で三兆円を占めているわけでございますが、そういうもののについての条件改定が具体的に非常に踏み出しにくい環境にある実情でございます。

○清水委員 いまも御答弁の中で繰り返言われているように、金利負担の重圧に苦しむ中小企業の立場に立つて何とか金利の引き下げを考えているんだけれどもなかなかしかるべき条件を見出し得ないといふふうに言われているわけでありまして、この点は、確かに、一、二年来政府出資を五十億程度増額をするといふような動き等を承知をしております。しかし、その程度の規模であるために、そのことを通して金利引き下げという面があるわけですから、せつかく増資をする意味を有効に生かしていくためにも、この際もつと政策的に思い切つた、金利との絡んだ増資の態度というものを打ち出してもらうということも必要なんじゃないか。確かに、全体を割引債にということはいろいろな意味でネックがあるというお話であります。しかし、これらについてもやはり当然政策的に行われている引き受けなんでありまして、ひとつ一層中小企業の窮状に思いをされて、この際突つ込んだ検討を希望しておきたいと思ひます。

次に、時間の関係もありますので、信用保証協会の保証つき融資に関連して、普通銀行の金利が高いという角度から少し意見を申し上げながらお尋ねをしたいと思ひます。

通産省は、五十二年度予算で信用保証協会に十億円の増資増をするという計上をいたしております。これは私が言うまでもなく、都道府県を通じて、都道府県もまた国の増資分にあわせて、県によつては違ふであります。多分二、三倍ぐらひ出資金をふやすという形で保証協会に出していくことにならうかと思ひますが、これはこれで結構なことだと私は考えております。

ところで、問題は、国及び地方公共団体が信用補完制度に基づいて財政援助をしているという信用保証協会の保証付きの融資について、都銀とか地銀、いわゆる普通銀行が何らかの引き下げ措置を講じていないというときはきわめて不当ではないかというふうには考えているわけであり、いまも指摘をした商工中金なんかの場合にも、保証付きの場合には〇・五%下げている。あるいは地方の信金なども〇・五%下げている。通してこの信用補完制度に協力、協調をするという態度をとっております。とりわけ強力な普通銀行が一般金利にプラス一%ないし一・二%という保証手数料を上乗せして高い金利を取り立てているというようなことは私にはどうしても納得がいかない。この点についてひとつ見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

○吉田説明員 回答いたします。

先生の御指摘の保証付きの貸し出しにつきましては保証料は取るわけでございますけれども、その金利につきましては、保証がつかますと金利負担がなくなるという意味では金融機関にとっては楽なわけでございます。

一方、金融機関がこれを貸し出します対象と申しますのは、保証がないと貸し出せない、つまり、公的な援助を受けておる保証がないとコマースベースとしてはなかなか貸し出しにくいというものが多々ございますので、一般的信用度や危険度あるいは中小企業の営業状況等から見ますと、一般的にわりあい金利が高い分野の企業が多いわけでございます。

ただ、先生の御指摘の保証がついた場合の貸し出しにつきましては、危険がない貸し出しでございますので、なるべく中小企業者の金融負担を軽減するという点で、私どもの保証協会の関係の行政の中では御指摘の点が重要施策の一つになっているわけでございます。したがって、私どもとしては、年々サンプル調査などもいたしまして、どの程度下がっていくかというようにこの金融機関を——これはサンプル調査でございます

ますので完全にカバーしているとは申し上げにくいし、また、完全に自信を持っているとは申し上げにくいのでございますが、その状況を監視しながら、毎年財務局長会議や何かでも傘下の金融機関を指導するようにということで年々続けております。

あるいは、全体といたしましては、大体の私どもの感じといたしまして、保証なしの貸し出しと保証付きの貸し出しと比較いたしますと、大体〇・三%から〇・四%引き下がっているのが私どもの認識でございますけれども、あるいは間々先生の御指摘のような例がある。——全部カバーしているわけではございませんので、あるかと思っております。

個々の事例がわかりましたら、また指導の対象、調査の対象といたしたいと思っておりますが、十分に気をつけてまいりたいと思っております。

○清水委員 大蔵省では銀行局長名でこれまで一回ならず(一)ということでありまして、二回か、三回か、この辺はお聞かせを願いたいのでありますが、都銀や地銀などに対して保証付き融資の金利は応分に引き下げるようにという勧告を出しておられるというふうな承っておりますが、こういう勧告を出さざるを得ないというところは、実は、現実に応分の金利下げが行われていないということと裏書きをしているんじゃないかというふうに私は思うわけなのであります。

いまも答弁の中で言われておるように、銀行の立場で言えば、貸し付けを受けた中小企業者がその債務を履行できなくなった場合は、保証協会がこの銀行の請求によって中小企業者にかかわって保証債務を履行する。代位弁済するのですから何ら危険度がないわけなんです。だから、サンプル調査をやるやらないまでもなしに、現実には当然のこととして応分の、それが〇・五%であるかどうかは別として金利を下げるということではなければ余りにも銀行がうま過ぎるんじゃないかというふうには私は考えざるを得ないのです。

ですから、最近どのような時期に勧告をされておられるのか。また、サンプル調査によると〇・三前後の金利差があるんだと言われるけれども、しかし実際はちつとも下がっていないじゃないか、けしからぬというふうな意見の方がむしろ一般的なんですから、その辺の事情をもう一回お聞かせいただきたい。

○吉田説明員 役所の方でたゞいま御指摘の点のようによろしく指導しているかという御質問でございますが、これにつきましては、実は、昭和四十五年でございますが、大蔵省の銀行局長と中小企業庁長官の連名で、たゞいま御指摘の普通銀行をカバーしております全国銀行協会連合会会長、全国信用金庫協会会長、それから全国相互銀行協会会長、全国信用金庫協会会長、それから全国信用組合中央協会会長というわけで、全部の金融機関に対して、保証付き貸し出しの金利については金融機関の危険負担が皆無であるということからできるだけ引き下げを行うようにということで、具体的には、当該貸し出しが保証付きでない場合に通常見込まれる金融機関の貸し倒れに伴う損失、それから保証が付きされていることによりまして軽減が見込まれる担保等の徴求及びその管理、処分のために要する費用、それからもう一つ、簡単にやります信用調査、貸し出し審査等の費用の軽減が見込まれる費用、これは実は具体的には幾らという算出が非常にむずかしいわけでございますけれども、それは金融機関の感覚というものがございまして、それから、それに応ずる分だけ引き下げるようにという通達を出しまして、これは全部の金融機関の協会長に出しておりますので、協会長から傘下金融機関にこの趣旨を徹底させております。あわせて全国信用保証協会の連合会会長あてにもこういう通達が出ていますので、それを受けてとめて保証を行うようにという指導をしております。

先生の御指摘の点はこの通達の中に全部含まれておりますので、毎年同じものを出すというのにはちよつとあれでございますが、毎年の財務局長会議とか理財部長会議等——これは地方の金融機関を具体的に把握して指導している機関でございます。

○中島(源)委員長代理 佐野進君。

○佐野(進)委員 時間も大分経過いたしましたので、参議院の予算委員会も開かれておるようでございますから、余り長い質問をすることはかえってどうかと思っておりますので、きょうは重点をばつて数点にわたり質問をしてみたいと思っております。

第一番目は、エネルギー問題であります。過日、エネルギー問題については、特に石油製品の問題を中心にして質問をしたわけでございまして、きょうもそれらの問題について若干の質問をしてみたいと思っております。

御承知のとおり、この前の当委員会において他の委員からも質問がございましたけれども、石油元売り会社の価格引き上げの問題は、それぞれ替差益が出ているとか、あるいはまたその他のいろいろな条件が続いておるにもかかわらず値上げが行われているというところについては一般的に大変疑問であるというように言われておるわけでありまして、その後の状況はどうなりつつあるか、この際明らかにしていただきたいと思っております。

○古田政府委員 本年一月一日以降のOPECの原油価格の引き上げを受けてまして、石油精製各社

ございますので、それに対しまして、毎回、毎年、その都度でございますが、この通達の趣旨を徹底するように指導しておるわけでございます。先生の御指摘のような点がございまして遺憾でございますので十分に今後とも気をつけたい、かように存じております。

○清水委員 時間がありませんので私の質問は以上で終わりますけれども、特に、最後に、中小企業向けの金融政策については、改めて言うまでもなく政策的に見ても非常に重要な課題でありますし、いまの答弁等を通してなお私が実態の調査等をして問題を感じる場合には重ねてお尋ねをするつもりでありますけれども、そういうことがなくして済むようにひとつ鋭意努力を重ねていただきたい、こういうことを要望して終わりたいと思っております。

○中島(源)委員長代理 佐野進君。

○佐野(進)委員 時間も大分経過いたしましたので、参議院の予算委員会も開かれておるようでございますから、余り長い質問をすることはかえってどうかと思っておりますので、きょうは重点をばつて数点にわたり質問をしてみたいと思っております。

第一番目は、エネルギー問題であります。過日、エネルギー問題については、特に石油製品の問題を中心にして質問をしたわけでございまして、きょうもそれらの問題について若干の質問をしてみたいと思っております。

御承知のとおり、この前の当委員会において他の委員からも質問がございましたけれども、石油元売り会社の価格引き上げの問題は、それぞれ替差益が出ているとか、あるいはまたその他のいろいろな条件が続いておるにもかかわらず値上げが行われているというところについては一般的に大変疑問であるというように言われておるわけでありまして、その後の状況はどうなりつつあるか、この際明らかにしていただきたいと思っております。

○古田政府委員 本年一月一日以降のOPECの原油価格の引き上げを受けてまして、石油精製各社

は石油製品価格の値上げを打ち出したわけでござい
ますけれども、出光興産等の先発組六社が三月
一日から値上げをしたいということ、それから、
これは日石が先頭になっておりませんが、その
他七社が四月一日以降値上げをしたいというこ
とで、値上げの通告をしている状況にあります。先
発組は二千四百円の値上げ、後発組は二千円前後
という数字になっております。この日石等の後発
組の値上げが明らかになるまでは出光等の先発組
の価格交渉は全くだきない状況でございました。
今後各社がそれぞれ個別にユーズとの間で価格
交渉が行われることになると思いますが、最近の
景気動向等の関係からしますと、見通しは非常に
むずかしいのではないかと私は考えております。

なお、通産省としましては、灯油につきまして
だけは、需要期の混乱を回避するために、先発各
社の値上げの打ち出しがあまり直後に、今需
要期に限って値上げを抑制するようにというこ
とで指導したわけでございますが、なお、OPEC
の原油価格の引き上げが先生御存じのとおり二
本立てという形になっておりまして、各社への影響
も非常に区々になっております。

そういう関係で、私もとしまして、当面石
油企業とユーズとの価格交渉の推移を見守りた
いというふうに考えておる次第でございます。

○佐野(進)委員 そこで、見守りたいという形でご
さいますが、いまの答弁でも明らかなように大変む
ずかしい問題でございまして、値上げの幅
あるいは一律値上げの方式、値上げの時期とい
うものについては、それぞれ元売り関係の段階にお
いて大きな開きもあるし、内容等においても大き
な開きがあるわけであります。実際上の問題とし
て、それらの値上げ幅の開きとか、あるいは
値上げのしなやかさあるいは先行、先発している
とか、こういうような形の中において、結局消費
者がそれに対して戸惑いを感じるといふか、その
結果によつては流通関係にも大きな影響を来し
てくることになるわけでございしますが、この値上げ

の幅あるいは一律値上げ方式、値上げ時期等につ
いて政府はどのように判断しているのか、あるいは
どのように指導せんとしているのか、この際明
らかにしていただきたい。

○古田政府委員 先ほど御説明いたしましたよう
に、三月一日以降値上げしたいということで発表
いたしました先発六社の打ち出しの幅は二千四百
円引き上げということでございますが、後発の各
グループは二千円前後というところで、若干区々
の差になっております。この数字につきましては、
OPECの原油価格引き上げのわが国に對しては、
影響が、全体としましては、ならずと七、八
%程度の上昇になるであろうと思つております。これに
伴います外貨の支払い増加が一年間で十七億ドル
程度、それからさらに七月以降に予定されてお
りますOPEC十一カ国の引き上げが五%追加され
ることになっておりますが、これがもしそのとお
り行われましますと、さらに外貨支払い額は増加する
わけでございまして、この辺の金額を仮に二百九十
円ぐらいのレートで計算しますと、五千億円から
七千億円近いような水準の負担増となるというこ
とでございまして、

これを踏まえまして各社が先ほど言いましたよ
うな値上げ発表を打ち出したわけでございする
が、この具体的な値上げの幅あるいは時期等につ
きましては、各社ごとに、たとえば備蓄原油に對
します評価の方法とか、あるいは経理処理の仕方
とかいふようなものが相違しておりますので、そ
の辺の関係もありまして一概には決められませ
んが、いずれにいたしましても、最近の景気情勢と
の關係で非常にむずかしい段階にありまします各需要
業界の事情を十分反映しながら各製品ごとの価格
が最終的に決まらなければならぬというふう
に考えている次第でございまして、

○佐野(進)委員 そうすると、各製品ごとの価格
が決まらなかつたという形になるわけですが、為替
差益その他の諸条件の中で元売り会社の経理内容
もよくなりつたところ、特定の元売り会社におい
ては相当の利益を上げておる、こういうような報道

等もなされておるわけでありましても、そう
いう形の中で値上げが行われるということですか
ら、一般的になかなかえんじない。しかし、O
PECの方で値上げ、そのずれがあるとして
も、一応あるという情勢の中でやむを得ないのじ
やないかという判断等も出されて、大変む
ずかしい時に来ていると思つております。そう
いう状況の中で結果的にどういうような指導を政
府がしたら安定供給が図られ、値上げの幅のずれ
もなく、消費者に対する利益を守つていくこ
とができるのかというところは大変むずかしい問題
だらうと思つておりますが、そういう情勢の中
で二つばかり私はこの際聞いておきたいと思ひま
す。

この値上げが行われた際、たとえば後発が二千
円で、先発が二千四百円であるいは値上げをしな
い企業もあるかもしれないが、そういうことがそ
のとおり行われたとした場合、それぞれの影響す
る産業ないしは国民生活への悪い影響というか、
そういうものが大変深刻にあらわれてくるのでは
ないかというぐあいには考へるわけでありましか
れども、その点については政府はどのように把握し
ておられるのか、どのように指導されようとして
おられるのか、この際見解を明らかにしておいて
いただきたい。

○古田政府委員 まず、第一の影響についてで
ございまして、先ほど言いましたように、二千四百
円と二千円という形での値上げが打ち出されはし
ておりますけれども、これがどういふ水準に落ち
つくかということにつきましては、現時点では非
常に見通しがむずかしいというところでございま
す。
しかし、仮に二千円程度の価格の引き上げが実
現したというふうなことで考えてみますと、灯油
の場合、当分据え置きということではずして計算
してみますと、直接の影響が消費者物価指数では
○・〇三%程度、卸売物価では○・二%程度とい
うふうな試算がございまして、
それから、ガソリン、灯油がそれぞれ二千円ず

つ上がった場合どうかということで試算してみま
すと、この場合も直接的な影響としましては、消
費者物価に、ガソリンの場合で○・〇三、灯油の
場合で○・〇二%程度の影響があるというふうな
計算になっております。

それから、原油の七ないし八%の引き上げが全
体としてわが国経済にどういふ影響があるかとい
うことで、産業連関表を用ひまして間接的な波及
効果も全部入れた上で計算してみますと、卸売物
価について○・七ないし○・八%程度、消費者物
価で○・三%程度といったような影響度が計算さ
れております。

なお、この石油製品価格の引き上げに關しまし
ての私どもの指導方針でございますが、先ほど言
いましたように、影響の度合いが各社ごとに非常
に違つておることで、当面この推移を見守りたい
と思つておりますが、特に、現時点で、現在の景
気動向のもとで考へました場合、何らかの指導的
な方向を出すということはかえつて価格指示的な
効果を持つのではないかというふうな見方もして
いる次第でございまして、

○佐野(進)委員 価格指導的な傾向にもなるので
推移を見守りたいということでありましかれど
も、推移を見守る形の中でどういふ悪い影響が出
てくるかということも大変心配されるわけであ
る。したがって、それらの点については、いま言われ
た配慮は配慮としても、国民生活に悪い影響を与
えないように十分努力をしてもらいたいと思つて
おります。

そこで、そういう形の中で元売り関係の値上げ
がいま行われつつあるわけでありまして、それぞ
れの状況の中で各元売りも大変苦しい元売りもあ
るし、あるいは経理状況の大変いいところがあ
る。こういうようなところで元売りの再編成が行
われようとしておるわけでありまして、そういう
ような形について、エネルギー庁当局は再編成を
どのように見ておられるのかということについて、こ
の際その見解を示しておいていただきたいと思います。

つというふうな点もございますので、この推移を見守っていきたいというふうに思っている次第でございます。

○佐野(進)委員 ちつともわけのわからない答弁になつてしまっているが、これは長官もいなし、大臣もいなしのだからしょうがないと思うのだけれども、部長にこれ以上突っ込んでみてもしようがないと思うので、政務次官、どうですか。いまのお話を聞いていて、あなたならば政治的な判断が非常に的確だという評判があるので、いま言われた、私の方で質問しておる値上げの需要期とは一体いつなのか、値上げの幅を認めるとするならば全部認めるのか、あるいは行政指導をするのか、あるいは需要期明けという形の中で消費者の利益を守るために通産当局としてはどうしたらいいと判断されるのか、この点をひとつお答えを聞いておきたいと思ひます。

○松永(光)政府委員 先ほどの石油部長の答弁に尽きるわけですが、要するに灯油につきましては、需要期の供給の安定と価格の安定を図っていきたいということでございまして、しかば、需要期とはいつからいつまでかということでございますが、これは暦でいつからいつまでということは言えない。言えないといひますか、供給の安定と価格の安定という面からいふべきときを考へるわけでありまして、いまここでいつまでだということとは答へることは御勘弁願ひたい、こういう趣旨でございます。

○古田政府委員 先ほど私が石油製品全体についてのお答えをいたしましたので、家庭用灯油につきましては御説明をさせていただきますと思ひますけれども、従来から家庭用灯油につきましてはいろいろな形で私どもとして指導をしてきたことは先生御存じのとおりでございますが、従来の指導方針は、具体的には需要期前にまず在庫を十分確保しておこうということが第一点でございます。それから第二の点として、価格の面では、軽油とかA重油等、いわゆる中間留分からの需要シフトが起きないように、それらの中間留分

油種相互間の価格のバランスをとるというのが第二の指導のポイントであったということでございます。それから第三点として、需要期の混乱を防止するために、必要に応じて元売り仕切り価格を需要期間中について抑制するというふうな指導を行つてきたということでございます。

需要期についての議論は先ほど御説明したとおりでございますが、今需要期後の家庭用灯油につきましては、その需給動向なり他の石油製品の価格動向との兼ね合いということ考へながら方向を打ち出していきたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○佐野(進)委員 まあ、押し問答をしていても時間がたつばかりでありますし、これはまた後日機会を見てこの問題について大臣なり長官に聞いてみたいと思ひます。

最後に、エネルギー問題で石油部長に聞いておきたいのですが、いわゆる揮発油法の通過に伴い、御承知のとおり、政省令のタイムリミットが刻々と迫りつつあるわけでありまして、給油所の駆け込み建設に対する指導方針は、これは過日法案を審議したときも大變議論になつたところでありまして、これに対してどのようにしておるかというところについて過日私も聞いたわけでございますが、それに対しては目下考へしつあるというふうな答弁がなされたわけでありまして、あれからもう十五日ぐらいたつわけでありまして、その後どのような方針になつたか。この問題は関係業界にとつては大變重要な関心事でありますし、また、われわれが審議する際にもこの問題に対しては非常に大きな関心を持って審議をいたしました経過もございますので、この点について当局の考へ方をこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○古田政府委員 揮発油販売法の施行を目前に控へまして、給油所の駆け込み建設が行われております事態につきましては、私どもも十分承知してゐるわけでございますが、その大勢について心配してゐる次第でございます。

これに對しまして、各通産局に對しまして、従来からの凍結指導を徹底するようにということに具體的に指導してゐるわけでございますが、それに加へまして、先般元売り各社の最高責任者に對しまして、私から直接、元売りの行動によつて駆け込み建設が助長されることのないようにということに強く要請したわけでございます。

御指摘のとおり、スタンドの駆け込み建設につきましては、従来の行政指導を守つてゐる業者とバランスの問題があります。したがひまして、当方としましては、法施行前の混乱を防止するためにできるだけの措置を講じたいと思つてゐるわけでございますが、たとえば先ほど御説明しましたように、元売り各社に對しまして強く要請しましたが、その要請の効果等を十分見きわめるように考へていききたいというふうに思つてゐる次第でございます。

○佐野(進)委員 エネルギー問題は当面する最大の課題の一つでありますので、私はもつと質問をしてみたいと思ひますが、時間が余りございませんで、きょうはこの程度にとどめたいと思ひます。いずれにせよ、機会を見て改めて質問をするわけでございますが、先ほど来質問を續けてまいりました問題は当面する緊急の課題でありますので、エネルギー庁当局として、通産当局として、積極的に対応していただくことを強く要望したいと思ひます。

次に、中小企業問題に入ります。中小企業問題は、今日のこれまた最重要課題であり、御承知のとおり、中小企業分野法の問題を初め、各方面における課題が山積をいたしております。きょうも商店連合会の全国大会にいま出席してきておられますが、自由民主党の大平幹事長もこれらの問題については全力を尽くすと表現されておりますし、各党代表も積極的に対応するといふ、それぞれの決意を披瀝されております。そういうような決意の披瀝があるにもかかわらず、常々それが行われてゐるにもかかわらず、

中小企業問題はいつまでたつても解決を見ることができない。もつとも、解決をしてしまへば中小企業も要らなくなるということにもなるかもしれないが、まあそんな問題でもないかと思つたわけでございますが、解決のないのを楽しむことなく、ひとつ、解決を積極的にしてらうということに中小企業当局の決意を促したいと思つたわけでありまして。

その中で幾多の問題がありますが、それを全部取り上げるわけにもまいりませんので、私は幾つかの点について質問をしてみたいと思つたわけでありまして。

まず、最初に、倒産問題に關係する対策であります。先ほど清水委員の方から倒産問題に關係する質問が行われたわけでありまして、このことを前置きを長く言ひますと同じことを何回言うのかということになりますから省略いたしますが、一体、今日の中小企業の倒産の原因は那邊にあるか。こんなことは中小企業庁に聞くまでもないと思つたわけでありまして、その根本的な原因は一体どこにあるのかということに三つにしばつて——これは三点でいいですよ。いっぱいあることはよくも知つてゐるのです。知らないで質問してゐるわけじゃないが、後の質問のためにいま聞いているわけですから、一体何と何と何かという三つの点についてあなたの方からお答えをしていただきたい。

○西山政府委員 最近も倒産が絶えず増加しておりますが、今回の不況と前回の四十年の不況とを比べまして、いまさら申し上げるまでもないかと思ひますが、際立つて目立っております点は、まず、業種におきまして建設業、サービス業の比率が非常に高いこと、それから原因といたしましては、不況型のいわゆる販売不振といったものが非常に大きな比重を占めておるといふ点であらうかと思ひます。したがひまして、この倒産の原因といたしましては、われわれはまずはやはり販売不振といった当面の景氣循環の問題と、さらには、今後の

日本経済が従来の高度成長から安定成長に移りま
す場合のうまくそれに乗り移れるかどうか、それ
に失敗した企業がかなりあるんじゃないかならうか
というのを懸念しておるわけでございます。

○佐野(進)委員 抽象的な質問ですから抽象的な
答弁しか出ないのはやむを得ないと思うわけであ
ります。今日の中小企業の置かれてる現状の中
で倒産が激増を続けている、いつになっても倒
産がとどまらない、その数をふやして続けている
という原因の中で、いままでその原因を探求
する中で対策というものがでてきて、その対策が
打たれておるにもかかわらずそういうような倒産
が続いていくというところは、その原因を探求し対策
を打つておるにもかかわらずその対策が的を得て
いない、一的を得ていないとまでは言い切れな
いわけで、一生懸命やっているのですから的を得て
いる面が多々ある。したがって、その的を得ていな
い点についてわれわれがこれをやったらどうです
か、あれをやったらどうですかという幾つかの提
言を続けてきておるわけです。したがって、私
は、ここで、いま中小企業問題の中で倒産を続け
る、あるいは苦境に陥っている人たちに對して何をな
すべきかという点について、政府がいしわれわ
れが取り組むべき問題として、中小企業庁が取り
組むべき大きな問題として御承知のとおり分野法
を提案しておるわけです。

分野法は中小企業問題の今日的課題の中におけ
る最大の課題であり、経済の根幹に触れ、産業構
造の根幹に触れる問題としてあなた方も位置づけ
ておると思うわけです。それほどの重要問題を中
小企業問題として今日取り上げておるわけであり
まして、それが一つあるわけではあります。

さらに、この中に小売商業を含め、小売商業者
も入れる形の中において総合的な中小企業対策を
しようとしておるわけですが、これは大規模小売
店舗法、小売商業調整法との関係があつて、分野
法の中に包括できるのかできないのかというこ
が今日の大きな課題であると思うわけでありま

す。いずれにせよ、これらの問題を中心にしなが
ら中小企業問題は、いわゆる今日の課題の中にお
けるその課題解決のために、分野法の持つ当面す
る問題と同時に歴史的な意味があることはあなた
も御承知のとおりだろうと思つております。

二つ目は、いまあなたもお話になりましたけ
れども、不況をどうやって脱却させていくか。第
一段の問題が低成長下における中小企業問題の課
題であるとするならば、第二の課題は、引き続き
低成長が続く形の中においてこれはやむを得ざる
ものとして見た場合、しかし、それにしてもこの
不況を脱却する手段と方法はあり得るにもかかわ
らず、その手段と方法の模索を続けている現状の
中で日本経済は行き詰まりを来している。福田さ
んに大きな期待を寄せているが財界が失望して
おることや、中小企業者が自由民主党の政策に多
く依拠しながらなおかつ満足してはいないという状
況の中においてもそのことが明らかであると思
うわけでありまして、したがって、私は、第二の点
をいたしましては、何としてもこの不況を脱却す
るための有効な施策——これはあなたのおっしゃ
るのとおりだと思つております。しかし、その有効な
施策を打つ形の中において犠牲が出ることもやむ
を得ないとするならば、これはその考え方の誤り
を徹底的に是正しなければならぬ。

したがって、この不況を脱却する上において、
政府としての行政の対象としては、大企業優先と
いう形ではなくして中小企業優先の形の中におい
て不況対策に万全を期していくべきで、その考え
方がなければ中小企業の倒産は防ぎとめることが
でき得ないと思つております。しかし、これに對
するところのあなたの方の中小企業対策は微温策に
しかすぎない。いわゆる需要喚起し、さらには
また仕事の量をふやす、中小企業者に対して不況
から脱却する形の中ですその対応をさせるといふこ
とについてはきわめて手ぬるい対策しかとつてい
ない。きょうは長官がいらないのであなたに言う
は申しわけないけれども、たまたまかち合つた
からそうおつておるので、これはいずれの機会に

かまたその見解を明らかにしたいと思つており
ますが、私はさうだと思つております。

第三点目には、いま続けられつつある中小企業
対策の中で当面最も力を入れている対策、これは
私は否定することのでき得ない重要な対策だと思
うのですが、金融指導あるいはその他特に小規模
零細企業に対する対策等々、幾つかの重要な対策
があることは事実であります。しこうしてこの面
におけるところの努力を私は評価するにやぶさか
ではないわけでありますが、もっと端的に言うな
らば、中小企業政策というものが中小企業庁の中
において展開されているのはこの三の局面だけに
限定されていると言つても言い過ぎではないので
はないかという気がするわけです。しかも、この
三の局面がいくつもの中途半端で、いずれも微温的
な形の中で後追いつ的な政策をとり続けているがゆ
えに、中小企業政策というものを對して中小企業
庁が存在している以上に余り芳しい成績を上げて
いないんじゃないかという気がするわけでありま
す。しかし、私どもはこの第三の点をきょうここ
で質問をするということになるわけでございます
が、そうならば私どもの立場からすれば叱咤激励
をする、皆さん方しっかりやってくれよと、こう
いうような形の中で質問を展開する以外にない
と思つております。

そこで、私は、原則的な面について、この第三
の点につきまして質問をしてみたいと思つてあり
ますが、中小企業当局としては、まず、倒産の
原因に結びつく金融面についてどのような対策を
おとりになつておられるか、この点について見解
を明らかにしていただきたい。

○西山政府委員 倒産対策といつたしましては、い
まもお話がございますように、まず基本的には
景気を着実に回復することにありましてございま
すが、それに加えて、われわれといつたしまし
ては、政府系の中小金融機関の融資あるいは市中
銀行の行います融資に對しまして信用補完制度を
活用するといったことを行ひまして、金融面から
もできるだけ倒産の起こらないようになつて一層
努力してまいりたいと思つておる次第でございま
す。

○佐野(進)委員 大蔵省からお見えになつて
と思ひますが、この質問がどの方に適當するか私も
判断に苦しみますが、中小企業金融あるいは金融
全体に對しますところの指導について、今日の倒
産状況に對して大蔵省当局としてはどのような
対応されておるか、この際その見解を明らかにし
ていただきたい。

○宮本説明員 私どもも中小企業問題は大変重視
いたしておりまして、特に、民間金融機関に對し
ます指導監督におきましては、その融資比率を高
めること、あるいは金利についても十分考へてい
くべきであるといふふうなこともつてやつてい
るわけでございますけれども、いま中小企業庁の
方から御指摘のありましたように、別途信用保証
制度といふふうなものが倒産につきまして非常に
有効な制度でございまして、特に中小企業信用
保険法に基づきます倒産関連保証特例措置を機動的
に運用いたしまして、あるいは中小企業信用
保険公庫ないしは信用保証協会の経営基盤を強化
することのために出資をいたしましたり、あるいは
補助金をふやすといふふうなこともやつておる
わけでございます。

また、別途政府関係金融機関も私どもが所管
いたしておりますので、特に中小三機関に對しまし
ては、五十一年度下期におきましても四千八百七
十億円といふふうな財投追加も行つております。
また、五十二年度の計画におきましても、一
八・三%の貸出枠を確保するといふふうなこと
で、中小企業金融問題につきましては鋭意努力
いたしてございまして。

○佐野(進)委員 大蔵当局も通産当局も、中小企
業の倒産防止ないしは発展のために金融面その他
については積極的に対応しているといふ答弁であ
りました。私は、この点は、今年度予算の中でそ
れぞれ中小企業予算に對して積極的に対応された
両省の努力に對しては評価するにやぶさかではご
ざいせん。しかし、これの運用その他について

たいと思います。

そこで、最後の問題として、原皮業のなめし業者等の問題について、いわゆる豚皮の輸出問題を中小企業問題の一つとして取り上げた形の中において質問をしてみたいと思います。

大企業が中小企業の事業の分野に進出するという形の中で、中小企業の人たちがその分野を守るために必死の運動を続けておられることは御承知のとおりです。そういう形の中で今日最大の政治課題の一つともなり、昨日は四千五百名にもぼる人たちが日比谷の野外音楽堂に集まって法制定のために努力していることは御承知のとおりであります。この種問題は、いま促進協に加盟している加盟してないにかかわらず、あらゆる業界に共通する最大の課題として存在をいたしておるわけでございます。この点について、豚皮の原皮を輸出することに、大企業が一括それを取り扱

い、国内の業者にその仕事をやらせるよりも外国に輸出することの方が利益が上がるという形の中で一方的に国内業者を圧迫する状況をつくり出しつつあるというように私は聞いておるわけでありまして、この点はどういう状況になっておるか、通産、農林両省からその状況についての説明をいただきたいと思ひます。

○要説明員 お答え申し上げます。

原皮の生産につきましては、五十一年の半ばごろまで豚の屠殺頭数が減少しておりました。原皮がやや不足で価格が上昇いたしました。その時点におきましては輸出も減りあるいは国内需要も減退するということが、秋口にはやや緩和するという状況がございました。最近輸出の引き合いがふえまして、価格も上昇ぎみになっており、一枚千三百円から千四百円程度になっているという状況のように聞いております。この間、国内生産といたしましてはざっと一千万枚程度の生産があるというふうに承知しておりますが、そのうち輸出に向きますのが三十万枚程度というような状況になっております。

最近国内の製皮業者の方に渡る価格が高い、手

に入りにくいというような状況になっておるといふ話を承っております。輸出についてこれを規制してもらいたいという声があるわけでございます。ついで一週間ほど前にも業界の代表の方が農林省に來られましてそのような話を承っております。こういう実情でございます。

○井上説明員 豚皮の原皮の輸出でございますが、昨年来主としてイタリアからかなり大量の買付けがございまして、昨年十二月あたりからかなり高水準の輸出状況に相なっております。特に、ことしの二月につきましては六百四トンというところで、かなり高い水準に相なっております。その結果、先ほどもお話ししましたように原皮価格が上昇してまいっております。原皮の入手難とか、そういった問題があるということでも国内のタンナーから私どもの方にお話があったところでございます。

○佐野(進)委員 私がいま質問申し上げていることはあなたも判断されたと思うのであります。が、中小企業、小規模零細にわたる企業において、その生活を支えている材料が手に入らなくなつて、入らなくなることによつて生活の危機を訴えておられる方がある。材料が入らなくなった原因がどこにあるのかということを探求していった場合、それが材料が存在しないために仕事ができなくなつてきておるということではなくして、材料は大量に存在するのであるけれども、その大量に存在する材料が、大企業の一方面的な恣意によつて、自分の考え方によつて材料を輸出する形の中にいて国内におけるところの業者の存立の基盤をゆがしているというところ、大企業の独善的な考え方に基づいて日本における中小零細企業の存立の基盤をゆがしているというところ、一つの問題点がある。その独善的な企業の考え方に對して、それを改めさせる措置をとらざる限り、それと同じような条件は中小企業界全体に幾つか見ることができるわけでありまして、

その観点からいま質問をしておるわけでありまして、いまだ説明をされた農林、通産両当局

の方から、この私の質問に對して、そのような行為をとる大企業の業者に對して行政的な指導をする余地があるのかないのか、中小企業の分野、中小企業業者の経営の基盤を守るためにいかなる方策が存在すると判断されるのか、その点についてひとつ原則的な答弁を求めたいと思ひます。

○要説明員 ただいまの先生の御指摘のような事情は一週間ほど前にも聞いておりました。これにつきましては、現時点でそのういつた流通の問題等を含めまして、全国原皮協会など関係者から事情を聞いておるところでございます。したがっていま省として何らかの手が打てるかどうか、これは早急に検討したいと思ひます。

○井上説明員 輸出をいたしておりますのが独善的な大企業であるかどうかという点につきましては、私も必ずしも実態を十分把握いたしておりませんが、先ほど農林省からお話もございましたように、十分実態を把握いたしまして、今後どういう対策がとれるかということも農林省と相ともに協力して考えてまいりたいと思つております。

○西山政府委員 非常に抽象的なことで恐縮でございますが、そういうような中小企業の原料につきましては、大企業の営利によつてそれが十分入らないというようなことがもしあれば、これはいささか問題じゃなからうかと思つてございまして、よく実態を把握して善処してまいりたいと思つております。

○佐野(進)委員 いま農林、通産両当局から、あるいは中小企業庁から答弁があったわけでありま

と思つておりますが、これについてのお考えをこの際明らかにしていただきたいと思つております。

その提案は、原皮のなめし業者と大企業、つまり、原皮を仕入れてそれをなめし業者に売るといふような形の中におけるこの両者間において適当な機関を設けて、お互いに良識を持ってそれぞれの中で対応していく、仕入れた物を直接的に自己の判断で国内の業者に流さないで外国へ全部出してしまうというような形での処置を、これを当時者間における協議の中で措置をする、こういうような形の中での協議機関を設けることが最も必要ではないかと考えるわけでありまして、原則的な意味として、その協議機関をつくることについては、われわれが分野の問題で追及いたしますと、行政指導がありますからそれは大丈夫ですということも中小企業庁長官も通産大臣も繰り返して繰り返して言つておるわけでありまして、この場合その方法を採用すべきではないかと思つておりますが、この点についてそれぞれの考えをお聞かせいただきたい。

○要説明員 当事者の方々がいろいろ自主的に話し合つて解決をされていくということが基本だと思ひますので、いまのような御提案につきましても意味のあることだと考えますけれども、そこで、どういふ内容を協議し、どういふことをやるかということによりまして、自由な取引の原則といった問題とも絡むことがあるかもしれません。いろいろ内容につきましましては検討を要すると思ひます。

○佐野(進)委員 私も当然あなたのような答弁が出てくるであろうと予測しまして、次の問題を準備しているわけですから、これは後で政務次官にもお答えいただきたいと思つておりますが、通産省の基本的な原則でありますから、協議会をつくるということについては中小企業庁を含めて賛成であると思ひますが、それでは、この協議会においてどういふことをお話し合いをしたらいいかということになってくるわけですから、

その第一として、原皮の価格について、一応公正取引法違反とか何とかという事にならざる範圍の中においてその協議会で話し合いをして、いわゆる社会的な通念といいますが、常識といひましようか、そういう形の中で協議をするという事は、いまの状況の中においては何としても絶対に必要ではないかと私は考えるわけです。

それから、第二の問題は、この仕事がないという問題が発生した一つの大きな条件は、結果的に大手企業が国内の業者にそれを流さないで、外国へ輸出することによって国内の業者の仕事が圧迫し、その特定の業者、大企業だけが多くの利益を得るといふ形になつておるわけでございますから、国内業者に対して一定量の仕事は与えなければならぬという事を原則とするために、その輸出量の協議を第二番目としてはこの中でなすべきではないかと判断するわけです。

それから、第三番目には、原皮を輸出する際、いまはもうわが国は輸出をするということについて外国からいろいろの形の中でクレームがつられておるわけでありまうけれども、この場合には、国内にその仕事と対応する仕事があるにもかかわらず外国へ輸出をするということになるわけでございますから、これは輸出に關して一定の制限を加える。そういうことを輸入に対してわれわれは制限を加えたらどうかと繊維やその他については言っているわけで、輸出に対して制限を加えるなどという事は輸出立国としてのわれわれの立場からすると言い得ないわけですが、国内産業、特に小規模零細企業の国内産業を守る場合において、これらの点について一定の税制等についての措置を考えるべきではないかと思つておるわけでありまう。

そういう点についての協議をこの協議会の中でさせることは必要ではないかと私は考えますが、この点についてひとつお答えをいただきたい。これは農林省、それから中小企業庁。

○要説明員 非常に具体的な御提案でございますけれども、とつさにここでいい悪いという私の感じを申し上げることは、申しわけございませんが控えさせていただきます。

事態につきまして十分把握をするということが現時点で私どもがやろうとしておることでございますので、それを見きわめました上でその辺の措置につきましましては検討いたしたいと考えておるわけでございます。

○西山政府委員 ただいまの御提案は十分検討させていただきますかと思つております。

○佐野(進)委員 十分検討するという事でございまして、さらに農林省は事態を把握するという事でございまして、その事態を把握した上で、これは時間を急ぐ問題でございまして、ひとつその点については十分時間を急いだ上で、実際の検討とそれとの協議会を持つ形における措置等を検討していただきたいと思つております。

さて、そうなりますと、これらの問題を検討する経過の中で、結果的には一定の時間を必要としてくることは当然であります。しかし、現実の問題として、いまそれらの問題について大変困つておる人たちがあつていまのやうな問題が発生し、私はここで質問をしておるわけでございますので、当面緊急の措置としてどのような措置をおとりになるか。私は、中小企業庁、通産省、さらに農林省と、直ちにそれぞれの関係者を呼んでその事情を聴取すると同時に対策を立てていただきたいと考えますが、中小企業庁長官、政務次官、どう御判断になりますか。

○松永(光)政府委員 国内のなめし業者が原皮が入手難で大変困つておるという問題については、先ほど中小企業庁の次長が述べましたように、どういふいきさつでそういう状態になつたのか、まず事態把握が大切だと思つておるわけで、事態を正確に把握した上で適切な対策を打っていくという事になるかと思つておるわけで、事態を正確に把握するために関係者から速やかに事情を承りたい、このようにいま考えている次第でございます。

○佐野(進)委員 そういたしましたら、事態を調

査した上で、協議会ができて、その協議を行った場合、いわゆる行政指導の欠陥ということもございましてなかなかうまくいかないという点も出てくるわけでございます。したがつて、この協議会の持つ性格というものの対して十分一定の位置づけをしてもらわないと単なる行政指導の域を出てこないということになりますので、そういうような段階が生じた場合、これは分野法ができれば分野法との関連の中でそれぞれの点については当然対処されるようになると思つておりますが、こういうやうな形の中で私は次の点について見解を聞いておきたいと思つておるわけです。

一つ、その協議会を持つ主務官庁はどこになるのか、農林省なのか、あるいは通産省なのか、生活産業局なのかあるいは中小企業庁なのか、あるいは三者合同でそれらの問題について対処するか、この点の責任の所在のあり方をこの際はつきりしていただきたい。

もう一つは、それらの問題と関連した中でもその話し合いが行われた場合、その話し合いに必ずしも一方の措置を講ずるやうな事態が発生した場合にどう対応していかなければならないのか。これも責任の所在と直接的に關係がございまして、その点について、この際、指導する直接的な責任のある官庁はどこなのかという点を明確にしておいていただきたいと思つておる。

○要説明員 協議会をつくるかどうかということを含めまして、検討させていただきますという趣旨でございます。

○西山政府委員 この問題はわれわれと關係原局との關係がございまして、協議会も含めてどういふふうにするか、この後の打ち合わせ自身も検討させていただきますと思つておる。

○佐野(進)委員 それでは質問を終わりますが、政務次官、いまの点につきまして、協議会を持つかどうかということを含めて農林省は検討させていだきたいということでありまして、これは直接的な原局的な立場にあるようでありまして、製品という形になれば通産省の日用品課で、これは

生活産業局ということになるわけでございます。それがどうかという点については直接的には言い得ないと思つてございしますが、中小企業庁が中小企業問題としては最大の責任があるわけでございます。

いずれにしろ、政府として、通産当局として、これらの問題について先ほど来私が質問している点あるいはお答えなされた点を基礎にいたしまして早急に着手するということ、その点について、通産当局の最高責任者としての基本的な言明をこの際していただきたいと思つておる。

○松永(光)政府委員 国内の中小企業業者が、先ほど先生が御指摘のやうな原皮の入手難ということで大変に困つておるということでありまして、中小企業庁として困つておる中小企業業者から事情を承つて、事態を正確に把握した上で、農林省とも十分協議をして速やかに対策を立てていきたい、こういうことでございます。

○佐野(進)委員 以上をもつて質問を終わります。

○中島(源)委員長代理 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

小規模企業共済法の一部を改正する法律
小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二条の三第三号及び第二条の四第三号中「二百四十月」を「百八十月」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 掛金月額は、千円以上であつて五百円に整数を乗じて得た額とし、共済契約者一人につき三万円を超えてはならない。

第九条第一項中「五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに」を「五百円ごとに順次に改

める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の小規模企業共済法の定めるところにより締結されている共済契約であつてその掛金月額が五百円であるものについては、改正後の同法第四條第二項の規定にかかわらず、その掛金月額を五百円とすることが出来る。ただし、この法律の施行後その掛金月額が変更された場合は、この限りでない。

理由

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額の最低限度及び最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給事由を一部改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

(板川正吾君外九名提出)

小規模企業共済法の一部を改正する法律

小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「二十口をこえては」を「六十口を超えては」に改める。

第十六條の二中「第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

第十六條の三第一項中「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十二條第一項中「行なう」を「行つ」に改め、同項第二号イ中「事業」の下に「(事業の転換を含む。以下ロにおいて同じ。)」を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 個人又は会社等の役員たる小規模企業者と

しての地位において締結した共済契約に係る共済契約者に対し、その者が自ら居住するための住宅の建設、改良又は購入に必要な資金の貸付けを行うこと。

第四十二條第二項中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四十三條第一項第三号中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第五十八條の次に次の一条を加える。

(国の補助)

第五十八條の二 政府は、事業団に対し、政令で定めるところにより、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

小規模企業共済法の施行状況にかんがみ、掛金月額の口数の最高限度を引き上げるとともに、小規模企業共済事業団の貸付業務を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約一千万円の見込みである。

昭和五十二年四月九日印刷

昭和五十二年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局